

普通保険約款・特約条項

傷害および疾病危険担保特約付がん保険

《目次》

がん保険普通保険約款

第1章	当会社の責任
第2章	保険金の種類および支払額
第3章	保険料の払込および保険契約の復活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4章	契約内容および保険料の変更
第5章	保険契約者または被保険者の義務
第6章	保険契約の無効、失効および解除
第7章	保険金の請求手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第8章	契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理
第9章	保険契約者の変更等
第10章	契約内容の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第11章	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

特約条項

0	消化器のがんに対する入院保険金増額支払特約条項(1.5倍支払)	5
2	がん診断保険金担保特約条項	5
6	手術保険金の支払倍率変更に関する特約条項	6
4	傷害および疾病危険担保特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	疾病不担保特約条項(傷害および疾病危険担保特約条項用)	
6	特定疾病等不担保特約条項(傷害および疾病危険担保特約条項用)	
0	交通事故傷害介護保険金担保特約条項	11
8	個人賠償責任危険担保特約条項	13
9	保険料の払込免除に関する特約条項	15
1	保険料の中途低減ステップ払に関する特約条項	17
•	初回保険料の口座振替に関する特約条項	
Œ	クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	
B	変更等に伴う少額の追加保険料に関する特約条項	
4	自動車保険契約者返れい金の支払に関する特約条項	
(B)	夫婦加入返れい金の支払に関する特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
_		
•	保険契約の継続に関する特約条項(有期用)	18
Ø	通信販売に関する特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
Œ	無事故に対する入院保険金増額支払特約条項	
	(傷害および疾病危険担保特約条項用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2]

※特約条項の適用については22頁の「特約条項適用条件」をご参照ください。

この小冊子には、ご契約上大切なことがらが記載されております。 ご一読のうえ保険証券とともに大切に保管してご利用ください。

契約内容に変更が生じた場合は

契約内容に変更が生じた場合は、至急弊社カスタマーセンターまでご連絡く ださい。ご連絡がない場合は、保険金請求事由が発生しても保険金をお支払い できないことがありますのでご注意ください。

詳細は、同封の「サービスガイド」をご覧ください。

●お問合せは■ ソニー損保 カスタマーセンター 医療保険グループ 受付時間:月~金 午前9時~午後6時(祝日を除く)

2000120-936-505

携帯電話・PHSからもご連絡いただけます。

入院・手術などをされた場合は

入院を開始された場合、手術を受けられた場合、がんと診断された場合また は事故が起こった場合は、その日時、内容および状況などの概要について、弊 社事故受付サービスセンターまでご連絡ください。

詳細は、同封の「サービスガイド」をご覧ください。

●入院・手術などのご連絡は ソニー損保 事故受付サービスセンター 医療傷害受付グループ 受付時間:月~金 午前9時~午後6時(祝日を除く)

|ច្ចា0120-101-870

携帯電話・PHSからもご連絡いただけます。

くご注意>

- 1. 次のソニー損保の各保険商品は、左記のがん保険普通保険約款にそれぞれ 各種特約条項をセットした商品の総称となります。
- 始めとした各種特約条項をセットし た商品となります。
- ◆ガン重点医療保険(10年更新型) …傷害および疾病危険担保特約条項、 保険契約の継続に関する特約条項 (有期用)を始めとした各種特約条 項をセットした商品となります。

◆ガン・傷害の入院保険…………傷害および疾病危険担保特約条項、 疾病不担保特約条項(傷害および疾 病危険担保特約条項用)を始めとし た各種特約条項をセットした商品と なります。

なお、各々に適用される特約条項につきましては、22頁の「特約条項適用条 件 | および「保険証券 | をご覧ください。

- 2. 弊社では、広告・パンフレット・申込書などにおいて、わかりやすさの観 点から、普通保険約款・特約条項に記載の用語を読替えて使用している場合 があります。
 - (例) 保険契約者→お客様/被保険者→保障を受けられる方 など

がん保険普通保険約款

第1章 当会社の責任

第1条(当会社の支払責任)

- 当会社は、保険証券記載の被保険者(以下「被保険者」といいます。)が責任開始期 (第3条 (責任開始期および終期) に規定する責任開始期をいいます。ただし、第10条 (保険契約の復活および復活の際の責任開始期) の規定によりこの保険契約の復活の取 扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期をいいます。以下同様とします。)以 後に初めて診断確定 (医師 (被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいい ます。以下同様とします。) によって、病理組織学的所見 (剖検、生検) 、細胞学的所 見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれ かによりなされることを要します。以下同様とします。) されたがんに対して、この約 款に従い保険金(がん入院保険金またはがん手術保険金をいいます。以下同様とします。) を支払います。 ② 前項のがんとは、別表1に掲げる悪性新生物および上皮内新生物をいいます。

第2条 (用語の定義)

- この約款において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。
- (1) 病院または診療所
- 医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所ま たはこれらと同等と当会社が認めた日本国外にある医療施設をいいます。
- 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または 診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 医師により器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合など の操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。

第3条(責任開始期および終期)

- ① 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の 初目からその目を含めて90日を経過した日の翌日に始まり、末日の午後4時(保険期間 が終身の場合は、被保険者が死亡した時)に終わります。
- ② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、保険期間が開始した後に当会社が第1回保険料を領収したときは、その時と保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した時のいずれか遅 い時まで当会社の保険責任は開始しません。

第2章 保険金の種類および支払額

第4条(がん入院保険金の支払)

- ① 当会社は、被保険者が責任開始期以後の保険期間中に第1条(当会社の支払責任)のがんの治療を直接の目的とする入院をした場合は、保険証券記載のがん入院保険金日額 (以下「がん入院保険金日額」といいます。) に同条のがんの治療を直接の目的とした 責任開始期以後の保険期間中の入院目数を乗じた金額を、がん入院保険金として被保険 者に支払います。
- ② 前項のがんの治療を直接の目的とした入院目数には、次の各号に掲げる入院目数を含
- (1) がん入院保険金の支払を受けられる入院中に、第1条(当会社の支払責任)のがん 以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合で、そのがん以外の疾病ま たは傷害の治療を開始した目以後の入院目数のうち、当会社が、同条のがんの治療を 目的とした入院と認めた入院目数
- (2) 第1条 (当会社の支払責任) のがん以外の疾病または傷害による入院中に同条のが んと診断確定された場合で、そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、当会社が、 同条のがんの治療を目的とした入院と認めた入院日数
- 被保険者ががん入院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の第1条(当会社の支払責任)のがんの治療を直接の目的とする入院をしたとしても、当会社は、重複しては がん入院保険金を支払いません。
- ④ 被保険者ががん入院保険金の支払を受けられる入院の継続中に保険期間が満了した場合には、保険期間が満了した後のその継続中の入院については、保険期間中の入院とみ なし、当会社は、がん入院保険金を支払います。

第5条 (がん手術保険金の支払)

- ① 当会社は、被保険者が責任開始期以後の保険期間中に病院または診療所において、第 1条(当会社の支払責任)のがんの治療を直接の目的とする別表2に掲げる手術を受けたときは、1回の手術につき、がん入院保険金日額に手術の種類に応じて別表2に掲げ る倍率(被保険者が同時に2種類以上の手術を受けた場合は、1回の手術とみなしその うち最も高い倍率とします。) を乗じた金額を、がん手術保険金として被保険者に支払
- ② 前項の手術には、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などの治療を直 接の目的としない手術は含みません。

第6条(保険金の支払額の計算に関する補則)

① 保険金の支払額の計算にあたって、がん入院保険金の支払を受けられる入院の継続中

当会社の責任~ 保険契約者または被保険者の義務

- にがん入院保険金日額が変更された場合には、各日現在のがん入院保険金日額を基準と します。ただし、第4条(がん入院保険金の支払)第4項の規定により当会社ががん入 院保険金を支払う場合のがん入院保険金目額は、保険期間の満了した目のそれと同額と
- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受 け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金が支払われる原因となった第1条 (当会社の支払責任)のがんが悪化したときは、当会社は、その影響がなかった場合に 相当する金額を決定してこれを支払います。

第3章 保険料の払込および保険契約の復活

第7条(保険料の払込)

- ① 当会社は、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券記載の払込方法(月払、 半年払または年払のいずれかとします。以下「保険料払込方法」といいます。) により 払い込むことを承認します
- ② 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以後の保 険料については、保険証券記載の払込期目(以下「払込期目」といいます。)までに払 い込まなければなりません。
- 当会社が、保険金を支払う場合において、すでに払込期目が到来している未払込保険 料があるときは、当会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込に充当
- ④ 前項の場合において、支払保険金が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、 第9条 (第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力) 第1項に定める猶予期 間の満了目までに未払込保険料を払い込まなければなりません。この未払込保険料が払 い込まれない場合には、この保険契約はその猶予期間の満了目の翌日から効力を失い、 当会社は、保険金を支払いません。

第8条(保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当会社が承認した場合に限り、保険料払込方法を変更することができ ます。

第9条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力)

- ① 第7条(保険料の払込)第2項の規定にかかわらず、第2回以後の保険料の払込については、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。
- ② 前項の保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、この保険契約は猶予期間の満了 目の翌日から効力を失います。

第10条(保険契約の復活および復活の際の責任開始期)

- ① 保険契約が第9条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力)第2項の 規定により効力を失った日からその日を含めて1年以内は、保険契約者は、当会社所定
- 成たにより切りを入りたしたがつぐりは自めく「キャンパ」は、床壁や砂石は、当ましかとの書類を提出して、保険契約の復活を請求することができます。
 当会社が保険契約の復活を承認したときは、保険契約者は、当会社の指定する日(次項において「指定日」といいます。)までに、払込期日が到来している未払込保険料に当会社所定の利率により計算した利息をつけて、一括して払い込むものとします。
- ③ 前項の未払込保険料が指定目までに払い込まれなかった場合には、保険契約は復活し なかったものとします。
- ④ 保険契約が復活した場合であっても、当会社が第2項の未払込保険料を領収した時と 保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した時のいずれか遅い時まで当会社の保 険責任は開始しません。

第4章 契約内容および保険料の変更

第11条 (契約内容の変更)

保険契約者は、当会社が承認した場合に限り、保険証券記載の契約内容を変更するこ とができます。

第5章 保険契約者または被保険者の義務

第12条(告知義務)

- ① 保険契約締結、契約内容の変更または復活(以下「保険契約の締結等」といいます。) の際、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。以下本条において 同様とします。)が故意または重大な過失によって、保険契約の締結等のために必要な ものとして当会社の定める書類(以下「保険契約申込書等」といいます。)の記載事項 および当会社の指定する医師が口頭で質問した事項(以下「質問事項」といいます。) について、当会社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき は、当会社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所(第15条(保険契約者の住 所変更に関する通知義務) 第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知 先をいいます。以下本条において同様とします。) にあてた通知をもって、この保険契 約を解除することができます。ただし、告げなかった事実または告げた不実のことが、 重複保険契約(この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険 契約または特約をいいます。以下同様とします。)に関する事項である場合には、当会 社は、保険契約者または被保険者に故意および重大な過失がなかったときにも、書面に より保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除する ことができます。
- ② 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知

保険契約者または被保険者の義務~ 保険契約の無効、失効および解除

をもって保険契約者に対する通知とみなします。

- (1) 第32条 (保険契約者の変更) 第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務 を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- (2) 第32条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務 を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。
- ③ この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知すべき事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約 の継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、この限りでは ありません。
- ④ 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (1) 第1項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当会社が保険契約の締結等の際、第1項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 被保険者が第1条(当会社の支払責任)のがんと診断確定される前に、保険契約者 または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項および質問事項につき書面をもって 更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合(第1項ただし書の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過 失があり、かつ、当会社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを 示したときを除きます。)。なお、更正の申出を受けた場合においては、保険契約の 締結等の際、保険契約者または被保険者がその更正すべき事実を当会社に告げても当 会社が保険契約の締結等を承認していたと認められるときに限り、当会社は、これを 承認するものとします。
- (4) 当会社が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った目からその目 を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合。ただし、第1項ただし書の規 定による保険契約の解除の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重 大な過失があり、かつ、当会社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのある ことを示したときを除きます。
- ⑤ 保険契約申込書等の記載事項および質問事項中、第1項の告げなかった事実または告 げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の 規定は適用しません。ただし、重複保険契約に関する事項については、この限りであり ません。
- ⑥ 第1項の規定による解除が、第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院をした後 または第5条(がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けた後になされた場合でも、 第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。 この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求す ることができます。
- ⑦ 保険契約の締結等の際に、当会社が特に必要と認めたときは、事実の調査を行い、ま た、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

第13条 (保険料の変更-告知義務)

- ① 前条第4項第3号の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求し、ま た、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- ② 前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険 契約者がその払込を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には、 保険金を支払いません。
- (1) 追加保険料の領収前に第1条(当会社の支払責任)のがんと診断確定された場合
- (2) 追加保険料の領収前に第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院をした場合ま たは第5条(がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けた場合

第14条 (重複保険契約に関する通知義務)

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者 (これらの者の代理人を含みます。) は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったとき は遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりませ

第15条 (保険契約者の住所変更に関する通知義務)

- ① 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者または その代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません
- ② 保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の 知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経 過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第6章 保険契約の無効、失効および解除

第16条(保険契約の無効)

- ① 保険契約の締結等の際、この保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)に詐欺(未遂を含みます。)の行為 があったときは、保険契約は無効とします
- ② 保険契約締結の際、他人のためにこの保険契約を締結した場合において、保険契約者 (保険契約者の代理人を含みます。) がその旨を保険契約申込書に記載しなかったとき は、保険契約は無効とします。

第17条 (責任開始期前のがん診断確定による保険契約の無効)

- ① 被保険者が告知以前または告知の時から責任開始期の前日までに第1条(当会社の支 払責任)のがんと診断確定(被保険者が医師である場合は、本項においては、被保険者 自身による診断確定を含みます。) されていた場合には、保険契約者および被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、保険契約は無効とします。
- ② 本条の適用がある場合は、第12条(告知義務)ならびに第19条(保険契約の解除)第 1項および第2項の規定は適用しません。

第18条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡したときは、この保険契約は効力を失います。

第19条 (保険契約の解除)

- ① 当会社は、第14条(重複保険契約に関する通知義務)に規定する重複保険契約の事実 があることを知ったときは、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、 書面により保険証券記載の保険契約者の住所(第15条(保険契約者の住所変更に関する 通知義務) 第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。 次項において同様とします。) にあてた通知をもって、この保険契約を解除することが できます。
- ② 前項のほか、当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、書面に より保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除する ことができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含み (1) 保険失約者、政保険有金だは保険金を主義の表面である。 できる しんこうが者が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致 (未遂を含みます。)をしたことが判明した場合
 (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者 (これ
- らの者の代理人を含みます。)に詐欺の行為があったことが判明した場合 (3) この保険契約に付帯されている特約条項が本項の規定によって解除された場合
- (4) 第6項の規定にかかわらず、重複保険契約によって、被保険者にかかる保険金額の 合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれが ある場合
- (5) 前4号のほか、当会社がこの保険契約を解除する相当の理由があると認めた場合
- ③ 前2項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通 知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
- (1) 第32条 (保険契約者の変更) 第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務 を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- (2) 第32条 (保険契約者の変更) 第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務 を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。
- ④ 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除するこ とができます。
- ⑤ 第1項の規定による解除をした場合において、第14条 (重複保険契約に関する通知義 務) に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に第4条 (がん入院保険金の支払) 第1項の入院をしたときまたは第5条 (がん手術保険金の支払) 第1項の手術を受けた ときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っ ていたときは、次条の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができま
- ⑥ 第1項の規定に基づく当会社の解除権は、当会社がその事実のあることを知った日か らその目を含めて30目以内に行使しなければ消滅します。ただし、この保険契約の解除 の場合において、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。)が故 意または重大な過失により第14条(重複保険契約に関する通知義務)の規定による申出 を怠り、かつ、当会社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示し たときは、この限りでありません。
- ⑦ 第2項の規定による解除が、第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院をした後 または第5条(がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けた後になされた場合でも、 当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたと きは、次条の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。

第20条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向ってのみその効力を生じます。

第21条(保険料の返還一無効および失効の場合)

- ① 第16条 (保険契約の無効) の規定により保険契約が無効であった場合において、保険 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。) に故意または重大な過失があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還 しません。
- ② 第16条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効であった場合において、保険 契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。) に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料の全 額を、保険契約者に返還します。
- ③ 第17条 (責任開始期前のがん診断確定による保険契約の無効) の規定により保険契約 が無効であった場合においては、すでに払い込まれた保険料は、次の各号のとおり取り
- (1) 告知以前に被保険者が第1条(当会社の支払責任)のがんと診断確定されていた事 実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に返還し

ます。

- (2) 告知以前に被保険者が第1条(当会社の支払責任)のがんと診断確定されていた事 実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは返還しません。 (3) 告知の時から責任開始期の前日までに被保険者が初めて第1条(当会社の支払責任)
- のがんと診断確定されていたときは、保険契約者に返還します。
- ④ 第7条 (保険料の払込) 第4項、第9条 (第2回以後の保険料の払込猶予および保険 契約の効力) 第2項および第18条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効した 場合には、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第22条 (保険料の返還-解除の場合)

第12条 (告知義務) 第1項ならびに第19条 (保険契約の解除) 第1項および第2項の 規定により当会社が保険契約を解除したとき、または第19条(保険契約の解除)第4項 の規定により保険契約者が保険契約を解除したときは、当会社は、すでに払い込まれた 保険料は返還しません。

第7章 保険金の請求手続

第23条 (入院または手術の通知)

- ① 被保険者が第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院をしたときまたは第5条 (がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けたときは、保険契約者、被保険者または 保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。次項において同様とします。) は、被保険者が入院を開始した日または手術を受けた日からその日を含めて30日以内にがんの内容および入院または手術の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。 この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の身体の診察もしくは死体の検案(死体について、死亡の事実を医学的に確認すること をいいます。第25条 (当会社の指定医による診察等の要求) 第1項において同様としま す。) を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実 を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いま せん。

第24条 (保険金の請求)

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第5項に おいて同様とします。)が保険金の支払を受けようとするときは、別表3に掲げる書類 のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ② 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、次の各号に掲げる者のいずれ かがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえ で、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただし、被保険者に法 定代理人がいる場合または被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合は、こ の限りでありません。
- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事 情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない 事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を 支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いま
- ④ 当会社は、別表3に掲げる書類および第2項に規定する書類以外の書類の提出を求め ることができます。
- ⑤ 被保険者または保険金を受け取るべき者が第1項、第2項または前項の書類を提出し なかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の 記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第25条(当会社の指定医による診察等の要求)

- ① 当会社は、第23条(入院または手術の通知)の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合、必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定す る医師による被保険者の身体の診察または死体の検案を行うことを、保険契約者、被保 険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。次項において同 様とします。)等の関係者に対して求めることができます
- ② 前項の規定による当会社の申出につき、保険契約者、被保険者または保険金を受け取 るべき者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当会社は、保険金を支払いません。

第26条(保険金の支払)

- ① 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。 次項において同様とします。)が第24条(保険金の請求)の規定による手続を完了した 日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、当会社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞な く、保険金を支払います
-) 前項の規定にかかわらず、当会社は、第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院が1か月以上継続する場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によっ て、当会社所定の方法により保険金の内払を行うことがあります。
- ③ 前2項の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、

日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第27条 (鑑定人および裁定人)

- ① 当会社が支払うべき保険金の額の認定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)との間で争いが生じた ときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任 せます。この場合において、鑑定人の間で意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選 定する1名の裁定人にこれを裁定させます。
- ② 当事者は、自己の選定した鑑定人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他 の費用 (裁定人に対する報酬を含みます。) は、半額ずつこれを負担するものとします。

当会社が保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその保険金の支払 の原因となったがんについて第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転し ません。

保険金請求権は、第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院をした日または第5 条 (がん手術保険金の支払) 第1項の手術を受けた日の翌日からその日を含めて2年を 経過した場合は、時効によって消滅します。

第8章 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第30条 (契約年齢の計算)

被保険者の契約年齢は保険期間の初日現在の満年で計算し、1年未満の端数は切り捨

第31条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

- ① 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処理 します
- (1) 保険期間の初日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。ただし、保険期間の初日においては最低契約年齢に達していなかったが、 誤りの事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していた場合には、最低 契約年齢に達した日に保険契約を締結したものとみなし、当会社の定める方法により 処理します。
- (2) 保険期間の初日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であ った場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、 すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その 差額を返還または請求し、また、以降到来する払込期目の保険料を変更します。
- ② 保険契約申込書記載の被保険者の性別に誤りがあった場合には、初めから実際の性別 に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別 に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求し、また、以降到来する 払込期日の保険料を変更します。
- ③ 前2項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保 険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合に は、変更前の保険料の変更後の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払いま
- (1) 追加保険料の領収前に第1条(当会社の支払責任)がんと診断確定された場合 (2) 追加保険料の領収前に第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院をした場合ま たは第5条(がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けた場合

第9章 保険契約者の変更等

第32条 (保険契約者の変更)

- ① 保険契約締結の後、保険契約者は、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承 継させることができます。
- ② 前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に
- 申し出て、承認を請求しなければなりません。 ③ 保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の死亡時 の法定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。

第33条 (保険契約者が複数の場合の取扱)

- ① この保険契約について、保険契約者が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を 代理するものとします。
- 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するもの とします
- ③ 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義 務を負うものとします。

第10章 契約内容の登録

第34条 (契約内容の登録)

① 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を社団法人日本損害保険協会(以下「協

第10章 契約内容の登録~ 第11章 その他

- 会」といいます。) に登録することができるものとします。
- (1) 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- (2) 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- (3) 入院保険金日額
- (4) 保険期間
- (5) 当会社名
- ② 各損害保険会社は、前項の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、同項の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- ③ 各損害保険会社は、前項の規定により照会した結果を、同項に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- 協会および各損害保険会社は、第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果を、第1項の規定により登録された破保険者に係る保険契約の締結に関する権限を当該損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあるる公的機関から認責等保険会社が公開要請を受けた場合の当該公的機関以外に公開しないものとします。
- ⑤ 保険契約者または被保険者は、当該本人に係る第1項の登録内容または第2項の規定 による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第11章 その他

第35条 (契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第36条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第37条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 (第1条第2項関係)

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号 に定められた分類項目中次の各号に掲げるものとし、分類項目の内容については、「厚 生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」 によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00 - C 14
消化器の悪性新生物	C 15 - C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30 - C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43 - C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C 50
女性性器の悪性新生物	C51 - C58
男性性器の悪性新生物	C 60 - C 63
尿路の悪性新生物	C 64 - C 68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C 69 - C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73 — C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 97

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	D00-D09

(注)上皮内新生物とは、1987年国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM 悪性腫瘍の分類 改訂第4版」で、病期分類が0期の上皮内癌を含みます。従って、 大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

別表2 (第5条関係)

İ	対象となる手術	倍率
	1. 悪性新生物の手術 (1) 悪性新生物根治手術 (2) 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の支払を限 度とします。)	40 10
	(3) 悪性新生物根治放射線昭射 (悪性新生物の治療を目的とした5 000	10

ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。)		
(4) ファイバースコープによる悪性新生物手術(検査・処置は含みません。施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。)	10	
(5) その他の悪性新生物手術	20	
2 . 上皮内新生物の手術 (1) 上皮内新生物の開胸・開腹術	40	
(2) ファイバースコープによる上皮内新生物手術(検査・処置は含みません。施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。)	10	
(3) その他の上皮内新生物手術	20	

別表 3 (第24条関係)

保険金種類 提出書類	がん 入院	がん 手術
1. 保険金請求書*	0	0
2. 保険証券	0	0
3. 医師の診断書*	0	0
4. 入院した病院または診療所の入院証明書*	0	
5. 手術を受けた病院または診療所の手術証明書*		0
6. 被保険者の住民票	0	0
7. 被保険者または保険金を受け取るべき者の戸籍抄本	0	0
8. 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書	0	0
9. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)	0	0

- (注) 1.保険金を請求するときには、上記の○印を付した書類のうち当会社が求める ものを提出しなければなりません。
 - 2. 上記の書類のうち、*印を付した書類は当会社所定のものとします。

消化器のがんに対する入院保険金増額支払特約条項

第1条(当会社の支払責任)

(1.5倍支払)

- ① 当会社は、がん保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定によりが ん入院保険金を支払う場合において、その支払の原因となった普通約款第1条(当会社 の支払責任) 第1項の診断確定されたがんが消化器のがんであったときは、この特約条 項および普通約款に従い、普通約款の規定により支払われるがん入院保険金を1.5倍に して支払います。
- ② 普通約款の規定によりがん入院保険金の支払を受けられる入院中に、消化器のがんを 併発(転移によるものを含みます。) したと診断確定(普通約款第1条(当会社の支払 責任)第1項に規定する診断確定をいいます。本項において同様とします。) された場 合には、当会社は、その診断確定された日以後の入院目数について、前項の規定を適用 します。
- ③ 治療により消化器のがんが認められない状態となったと当会社が認めた日以後の入院 日数については、前2項の規定は適用しません。

第2条(消化器のがんの定義)

この特約条項において、消化器のがんとは、別表に掲げる悪性新生物をいいます。

第3条 (この特約条項の復活および復活の際の責任開始期)

- ① 普通約款第10条(保険契約の復活および復活の際の責任開始期)の規定により復活の 請求がなされたときは、この特約条項についても同時に復活の請求があったものとしま
- 2 当会社は、前項の規定によるこの特約条項の復活を承認したときは、普通約款第10条 (保険契約の復活および復活の際の責任開始期)第2項から第4項までの規定を準用し てこの特約条項の復活の取扱をします。

第4条(この特約条項が付帯された保険契約との関係)

- ① この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約条項もまた無効としま
- 2 この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において効力を失ったときは、 この特約条項も同時に効力を失うものとします。

第5条(普通約款の読み替え)

- この特約条項が付帯された保険契約については、普通約款を次のとおり読み替えて適 用します。
- (1) 第23条 (入院または手術の通知) の規定中「第4条(がん入院保険金の支払) 第1 項の入院をしたとき」とあるのは「第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院を したときもしくは消化器のがんに対する入院保険金増額支払特約条項 (1.5倍支払) 第1条(当会社の支払責任)第2項の診断確定がなされたとき」、一被保険者が入院を開始した日」とあるのは「被保険者が入院を開始した日もしくは消化器のがんに対 する入院保険金増額支払特約条項(1.5倍支払)第1条(当会社の支払責任)第2項 の診断確定がなされた日
- (2) 第24条 (保険金の請求) 第1項の規定中「別表3に掲げる書類」とあるのは「別表 3に掲げる書類 (消化器のがんに対する入院保険金増額支払特約条項 (1.5倍支払) 第1条(当会社の支払責任)第2項の規定を適用する場合には、併発の診断確定がな された日を明示した医師の診断書を含みます。) 」

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

別表 (第2条関係)

対象となる消化器のがんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類 項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、 疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠 によるものとします。

分類項目	基本分類コード
食道の悪性新生物	C 15
胃の悪性新生物	C 16
小腸の悪性新生物	C 17
結腸の悪性新生物	C 18
直腸S状結腸移行部の悪性新生物	C 19
直腸の悪性新生物	C 20
肛門および肛門管の悪性新生物	C 21
肝および肝内胆管の悪性新生物	C 22
胆のう<嚢>の悪性新生物	C 23
その他および部位不明の胆道の悪性新生物	C 24
膵の悪性新生物	C 25

消化器のがんに対する入院保険金増額支払特約条項(1.5倍支払) ~ がん診断保険金担保特約条項

がん診断保険金担保特約条項

その他および部位不明確の消化器の悪性新生物

第1条(当会社の支払責任)

- ① 当会社は、がん保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社 の支払責任)第1項に規定する被保険者(以下「被保険者」といいます。)が責任開始期(次条に規定する責任開始期をいいます。ただし、第6条(この特約条項の復活およ び復活の際の責任開始期)の規定によりこの特約条項の復活の取扱が行われた後は、最 後のこの特約条項の復活の際の責任開始期をいいます。以下同様とします。) 以後の次 条第1項に規定する保険期間中に初めて普通約款別表1に掲げる悪性新生物または上皮 内新生物 (あわせて以下「がん」といいます。) と診断確定 (医師 (被保険者が医師で ある場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)によって、病理組 織学的所見(剖検、生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的 所見および手術所見の全部またはいずれかによりなされることを要します。以下同様と します。)されたときは、この特約条項および普通約款に従いがん診断保険金を支払い
- ② 前項の規定にかかわらず、がん診断保険金の支払は、普通約款別表1に掲げる悪性新 生物または上皮内新生物のそれぞれに対し、次条第1項に規定する保険期間を通じ、1 回に限ります。
- 前項の規定にかかわらず、がん診断保険金が支払われた場合において、その支払の原 因となったがんが普通約款別表1に掲げる悪性新生物であった場合で、その診断確定が なされた目からその目を含めて2年を経過した目の翌日以降(責任開始期以後の次条第 1項に規定する保険期間中に限ります。) に被保険者が新たにまたは再び同表に掲げる 悪性新生物と診断確定されたときは、当会社は、この特約条項および普通約款に従いが ん診断保険金を支払います。以後、がん診断保険金の支払の原因となった最終の診断確 定がなされた日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降ごとに同様とします。

第2条(この特約条項における責任開始期および終期)

- ① この特約条項における当会社の保険責任は、普通約款第3条(責任開始期および終期) 第1項に規定する保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日からその日を含め て90日を経過した日の翌日に始まり、末日の午後4時(保険期間が終身の場合は、被保 険者が死亡した時) に終わります。
- ② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。 ③ 第1項の規定にかかわらず、保険期間が開始した後に当会社が第1回保険料を領収し たときは、その時と保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した時のいずれか遅
- い時まで当会社の保険責任は開始しません。 ④ 保険契約締結の後、この特約条項を普通約款に付帯する場合において、当会社が保険 契約者からのこの特約条項の付帯の申出を承認したときは、第1項および第3項の規定 にかかわらず、この特約条項における当会社の保険責任は、当会社が承認した異動日 (次項において「異動日」といいます。) からその日を含めて90日を経過した日の翌日 に開始します。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、異動日以後に当会社がこの特約条項の第1回保険料を領収 したときは、その時と異動目からその目を含めて90目を経過した時のいずれか遅い時ま で当会社の保険責任は開始しません。

第3条(がん診断保険金の支払額)

- ① 当会社は、保険証券記載のがん診断保険金額(以下「がん診断保険金額」といいます。) をがん診断保険金として被保険者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者が診断確定されたがんが普通約款別表1に掲げる 上皮内新生物であるときは、当会社は、がん診断保険金額の20%をがん診断保険金とし て被保険者に支払います
- ③ 前項の場合において、被保険者ががんと診断確定された時にがん診断保険金を支払う べきがんを2以上併発していたときは、当会社は、それぞれのがんに対するがん診断保 険金の額のうち、いずれか高い金額をがん診断保険金の支払額とします。

第4条(診断確定がなされたときの通知)

- ① 第1条(当会社の支払責任)の診断確定がなされたときは、保険契約者、被保険者ま たは保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。次項において同様とし ます。)は、その診断確定がなされた日からその日を含めて30日以内にがんの内容等ます。)は、その診断確定がなされた日からその日を含めて30日以内にがんの内容等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の身体の診察もしくは死体の検案(死体に ついて、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)を求めたときは、これに応 じなければなりません
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由が なく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、がん診断保険金を 支払いません。

第5条(がん診断保険金の請求)

① 被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第5項に おいて同様とします。)ががん診断保険金の支払を受けようとするときは、別表に掲げ る書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

がん診断保険金担保特約条項~ 手術保険金の支払倍率変更に関する特約条項

- ② 被保険者にがん診断保険金を請求できない事情がある場合には、次の各号に掲げる者 のいずれかがその事情を示す青頬をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を 得たうえで、被保険者の代理人としてがん診断保険金を請求することができます。ただ し、被保険者に法定代理人がいる場合または被保険者が保険金の請求を第三者に委任し ている場合は、この限りでありません。 (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者にがん診断保険金を請求で きない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族 (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者にがん診断保険金を請求
- できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ③ 前項の規定による被保険者の代理人からのがん診断保険金の請求に対して、当会社が がん診断保険金を支払った後に、重複してがん診断保険金の請求を受けたとしても、当 会社は、がん診断保険金を支払いません。
- ④ 当会社は、別表に掲げる書類および第2項に規定する書類以外の書類の提出を求める ことができます。
- ⑤ 被保険者または保険金を受け取るべき者が第1項、第2項または前項の書類を提出し なかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の 記載をしたときは、当会社は、がん診断保険金を支払いません。

第6条 (この特約条項の復活および復活の際の責任開始期)

- ① 普通約款第10条(保険契約の復活および復活の際の責任開始期)の規定により復活の 請求がなされたときは、この特約条項についても同時に復活の請求があったものとしま
- ② 当会社は、前項の規定によるこの特約条項の復活を承認したときは、普通約款第10条 (保険契約の復活および復活の際の責任開始期)第2項から第4項までの規定を準用し てこの特約条項の復活の取扱をします。

第7条(この特約条項が付帯された保険契約との関係)

- ① この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約条項もまた無効としま
- す。 う。 う。 この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において効力を失ったときは、 この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において効力を失ったときは、 (2)

第8条(普通約款の適用除外)

この特約条項については、普通約款第2条(用語の定義)、第3条(責任開始期およ び終期)、第23条 (入院または手術の通知)、第24条 (保険金の請求) および第26条 (保険金の支払) 第2項の規定は適用しません。

第9条(普通約款の読み替え)

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第12条(告知義務)第6項および第19条(保険契約の解除)第7項の規定中「第4 条 (がん入院保険金の支払) 第1項の入院をした後または第5条 (がん手術保険金の支払) 第1項の手術を受けた後に」とあるのは「がんと診断確定された後に」
- (2) 第13条 (保険料の変更-告知義務) 第2項および第31条 (契約年齢または性別の誤 りの処理) 第3項の規定中「次の各号のいずれかに該当した場合には」とあるのは 「追加保険料の領収前にがんと診断確定された場合には」
- (3) 第19条 (保険契約の解除) 第5項の規定中「第4条 (がん入院保険金の支払) 第1 項の入院をしたときまたは第5条(がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けたと き」とあるのは「がんと診断確定されたとき」
- (4) 第25条 (当会社の指定医による診察等の要求) 第1項の規定中「第23条 (入院また は手術の通知)の規定による通知または前条の規定による請求を」とあるのは「この 特約条項第4条 (診断確定がなされたときの通知) の規定による通知または第5条
- (がん診断保険金の請求)の規定による請求を」 (5) 第26条(保険金の支払)第1項の規定中「第24条(保険金の請求)の規定による手 続 | とあるのは「この特約条項第5条(がん診断保険金の請求)の規定による手続 |
- (6) 第29条 (時効) の規定中「第4条 (がん入院保険金の支払) 第1項の入院をした目 または第5条(がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けた日」とあるのは「がん と診断確定された日」

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

別表 (第5条関係)

- 1. 保険金請求書*
- 2. 保険証券
- 3. 医師の診断書*
- 4. 被保険者の住民票
- 5. 被保険者または保険金を受け取るべき者の戸籍抄本
- 6. 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
- 7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- (保険金の請求を第三者に委任する場合)
- (注) 1. がん診断保険金を請求するときには、上記の書類のうち当会社が求めるもの を提出しなければなりません。
 - 2. 上記の書類のうち、*印を付した書類は当会社所定のものとします。

手術保険金の支払倍率変更に関する特約条項

第1条(がん手術保険金の支払倍率の変更)

- 当会社は、この特約条項により、がん保険普通保険約款第5条(がん手術保険金の支 払) 第1項および別表2 (第5条関係) の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- (1) 当会社は、被保険者が責任開始期以後の保険期間中に病院または診療所において、 第1条(当会社の支払責任)のがんの治療を直接の目的とする別表2に掲げる手術 を受けたときは、1回の手術につき、がん入院保険金目額に手術の種類に応じて別 表2に掲げる区分ごとに定めた保険証券記載の倍率(被保険者が同時に2種類以上の手術を受けた場合は、1回の手術とみなしそのうち最も高い倍率とします。)を 乗じた金額を、がん手術保険金として被保険者に支払います。

別表2 (第5条関係)

1. 悪性新生物の手術 (1) 悪性新生物根治手術	
(1) 悪性新生物根治手術	
	Ш
(2) 悪性新生物温熱療法 (施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度	Ι
とします。)	
(3) 悪性新生物根治放射線照射(悪性新生物の治療を目的とした5,000ラ	Ι
ド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度としま	
j .)	_
(4) ファイバースコープによる悪性新生物手術(検査・処置は含みません。 施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。)	Ι
他州の用始日から00日の同に1回の文仏を限及こします。) (5) その他の悪性新生物手術	77
(5) その他の窓性利生物子例 2. 上皮内新生物の手術	Π
2. 工及内利生物の手術 (1) 上皮内新生物の開胸・開腹術	Ш
(2) ファイバースコープによる上皮内新生物手術(検査・処置は含みませ)	III
ん。施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。)	1
(3) その他の上皮内新生物手術	Π

第2条(手術保険金の支払倍率の変更)

の特約条項が付帯された保険契約に傷害および疾病危険担保特約条項が付帯されて いる場合においては、当会社は、この特約条項により、傷害および疾病危険担保特約条項第6条(手術保険金の支払)第1項および別表2(第6条関係)の規定を次のとおり 読み替えて適用します。

① 当会社は、被保険者が責任開始期以後の保険期間中に病院または診療所において、 身体障害を被った時が責任開始期以後であり、かつ、その身体障害の治療を直接の ダ体呼音を取った呼が異に間短期が返くのツ、バース、マンヨーロンには、これに目的とする例表とに掲げる手術を受けたときは、1回の手術につき、入院保険金目額に手術の種類に応じて別表2に掲げる区分ごとに定めた保険証券記載の倍率(被 保険者が同時に2種類以上の手術を受けた場合は、1回の手術とみなしそのうちも っとも高い倍率とします。) を乗じた金額を、手術保険金として被保険者に支払い ます。

別表2(第6条関係)

手術番号	対象となる手術	区分
§ 皮膚	『・乳房の手術	
1.2.	植皮術 (25cmº未満は除きます。) 乳房切断術	II II
§ 筋悍	骨の手術 (抜釘術は除きます。)	
3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12.	骨移植術 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除きます。) 頭蓋骨腿血手術(鼻骨・鼻中隔を除きます。) 鼻骨脚血手術(鼻中隔弯曲症手術を除きます。) 上頭骨・下頭骨・潤関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除きます。) 脊椎・骨盤観血手術 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術 四肢切断術(手指・足指を除きます。) 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。) 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除きます。) 筋・腱・靭帯側血手術(手指・足指を除さます。) 筋・腱・靭帯側血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術 は除きます。)	
§呼明	及器・胸部の手術	
14. 15. 16.	慢性副鼻腔炎根本手術 喉頭全摘除術 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	II II

17. 18.	胸郭形成術 縦隔腫瘍摘出術	II
§ 循環	- 景器・脾の手術	
19. 20. 21. 22. 23. 24. 25.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除きます。) 静脈循根本手術 大動脈・光動脈・形動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。) 心膜切開・縫合術 直視下心臓内手術 体内用ペースメーカー埋込術 脾滴除術	II II II III III II
	と器の手術	
26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36.	耳下腺腫瘍摘出術 預下腺腫瘍摘出術 食道離断術 胃切除術 その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。) 腹膜炎手術 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術 ヘルニア根本手術 をの他の形を音勝経縮術 直腸脱根本手術 その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。) 痔瘻・脱肛・痔核根本手術 後のみの手術は除きます。)	
§尿·	・性器の手術	
53. 54. 55. § 神系 56. 57.	腎移植手術(受容者に限ります。) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱視血手術(経尿道的操作は除きます。) 尿道狭窄親血手術(経尿道的操作は除きます。) 尿嫌閉鎖觀血手術(経尿道的操作は除きます。) 除鉴切断術 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術 陰嚢水腫根本手術 子宮、汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除きます。) 子宮頭管形成術・子宮頭管離縮術 子宮以孔全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除きます。) 子宮頭開娩出術 子宮以完全施手術 子宮氏・膣脱手術 その他の子宮手術(子宮頭管ボリーブ切除術・人工妊娠中絶術を除きます。) 卵管・卵巣観血手術(経膣的操作は除きます。) その他の卵管・卵巣手術 が認器の手術 下垂体腫瘍摘除術 甲状腺手術 副野全摘除術 至の手術 頭蓋内観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	
58. 59.	観血的脊髄腫瘍摘出手術 脊髄硬膜内外観血手術	III
	営器・視器の手術	
60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71.	眼瞼下垂症手術 涙衣警形成術 涙養鼻整吻合術 結膜養形成術 飼態移植物 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 観知的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 銀下砂 緑内障観血手術 緑内障観血手術 網膜刺離症手術 網膜刺離症手術 網膜刺離症手術 網膜刺離症手術 網膜刺離症手術 網膜刺離症手術 網膜刺離症手術 網膜刺離症手術 網膜刺離症手術 網膜刺離症手術 網膜刺離症手術 網膜刺離症手術 服球縞除術。組織充填術 眼窩腫瘍摘出術	

74.	眼筋移植術	I
§ 感覚	営器・聴器の手術	
75. 76. 77. 78. 79.	観血的鼓膜・鼓室形成術 乳様洞削開衛 中耳根本手術 丙耳観血手術 聴神経腫瘍摘出術	II II II
§ 悪性	生新生物の手術	
80. 81.	悪性新生物根治手術 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とし ます。)	I
82.	その他の悪性新生物手術	II
§上計	己以外の手術	
83. 84. 85. 86.	上記以外の開頭術 上記以外の開胸術 上記以外の開腹術 生記以外の開腹術 衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の支払 を限度とします。) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・ 胸・腹部臓器手術(検査・処置は含みません。施術の開始日から60日の 間に1回の支払を限度とします。)	I II II
§新生	上物根治放射線照射	
88.	新生物根治放射線照射(5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。)	Ι

4 傷害および疾病危険担保特約条項

第1条(当会社の支払責任)

当会社は、がん保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社 の支払責任) 第1項に規定する被保険者(以下「被保険者」といいます。)が責任開始 期 (第3条 (この特約条項における責任開始期および終期) に規定する責任開始期をい います。ただし、第13条(この特約条項の復活および復活の際の責任開始期)の規定によりこの特約条項の復活の取扱が行われた後は、最後のこの特約条項の復活の彫扱が行われた後は、最後のこの特約条項の復活の際の責任 開始期をいいます。以下同様とします。)以後に生じた事故による傷害または発病した 疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。) に対して、この特約条項および普通約 款に従い保険金(入院保険金および手術保険金をいいます。以下同様とします。) を支 払います。

第2条(用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 傷害

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害 には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒 症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。 (2) 疾病

被保険者が被った前号の傷害以外の身体の障害をいいます。

(3) 身体障害を被った時

/ あ事については、傷害の原因となった事故発生の時 ロ.疾病については、傷害の原因となった事故発生の時 ロ.疾病については、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をい います。) の診断による発病の時

(4) 病院または診療所

次のいずれかに該当するものをいいます。

イ. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。 、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます

ロ. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特 に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所

ハ. 上記イ. またはロ. の場合と同等と当会社が認めた日本国外にある医療施設

(5) 入院

医師(当会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含むものとし、 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。) による治療 (柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。) が必要な場合 において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理 下において治療に専念することをいいます。

(6) 手術

医師により器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、吸引、

4 傷害および疾病危険担保特約条項

穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

第3条 (この特約条項における責任開始期および終期)

- ① この特約条項における当会社の保険責任は普通約款第3条(責任開始期および終期) 第1項に規定する保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午後4時(保険 証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻)に始まり、末日の午後4 時(保険期間が終身の場合は、被保険者が死亡した時) に終わります。 ② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、保険期間が開始した後に当会社が第1回保険料を領収し
- たときは、その時までこの特約条項における当会社の保険責任は開始しません。 ④ 保険契約締結の後、この特約条項を普通約款に付帯する場合において、当会社が保険 契約者からのこの特約条項の付帯の申出を承認したときは、第1項および第3項の規定 にかかわらず、当会社が承認した異動目(次項において「異動目」といいます。)から、 この特約条項における当会社の保険責任は開始します。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、異動目以後に当会社がこの特約条項の第1回保険料を領収 したときは、その時までこの特約条項における当会社の保険責任は開始しません。

第4条(保険金を支払わない場合)

- 当会社は、次の各号に掲げる身体障害に対しては、保険金を支払いません。 (1) 保険契約者(保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務 を執行するその他の機関) または被保険者の故意または重大な過失によって被った身
- (2) 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、 その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額について は、この限りでありません。
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
- (4) 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体 障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りでありません。
- (6) 別表1に掲げる精神障害またはこれによって被った身体障害
- (7) 被保険者の先天性異常
- (8) 被保険者の妊娠または出産。ただし、当会社が異常分娩と認めた場合は、この限り でありません
- (9) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害
- (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事 変または暴動(この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、 全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認めら れる状態をいいます。) によって被った身体障害
- (1) 核燃料物質 (使用済燃料を含みます。以下本号において同様とします。) もしくは 核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発
- 性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害 (2) 前3号の身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらにともな う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
- (13) 第11号以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
- (14) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」) または腰痛でいずれも他覚症状のないもの (原因のいかんを問いません。)

第5条(入院保険金の支払)

- 当会社は、被保険者が責任開始期以後の保険期間中に次の各号のいずれにも該当する 入院をした場合は、1回の入院につき、保険証券記載のこの特約条項の入院保険金日額 (以下「入院保険金日額」といいます。) にその身体障害の治療を目的とする責任開始 期以後の保険期間中の入院日数を乗じた金額を、入院保険金として被保険者に支払いま
- (1) 身体障害を被った時が責任開始期以後であり、かつ、その直接の結果としての当該 身体障害の治療を目的とする入院
- (2) 入院日数が保険証券記載の日数以上である継続した入院。ただし、被保険者が転入 院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社が認めたときは、これを継続した1回の入院とみなします。
- 前項の入院には、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術または治療処置 を伴わない人間ドック検査による入院などの治療を目的としない入院は含みません。
- 当会社が支払う第1項の入院保険金は、被保険者が被った身体障害に応じて、次の各 号のいずれかの入院保険金とします
- (1) 被保険者が被った身体障害が傷害である場合は、傷害入院保険金 (2) 被保険者が被った身体障害が疾病である場合は、疾病入院保険金
- ④ 次の各号のいずれかに該当する入院に対しては、被保険者が被った身体障害が疾病で あるとみなして前項の規定を適用します。
- (1) 責任開始期以後に生じた事故による傷害の治療を目的として、その事故の目からそ の日を含めて180日を経過した後に開始した入院
- (2) 責任開始期以後に開始した異常分娩のための入院。ただし、当会社が認めたときに 限ります.
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、普通約款の規定により被保険者ががん入院保険金の支払

- を受けられる入院期間(次項において「がん入院保険金支払期間 | といいます。)に対 しては、当会社は、入院保険金を支払いません
- ⑥ 前項の場合において、がん入院保険金支払期間中に疾病(普通約款の規定により被保険者ががん入院保険金の支払を受けられるがんを除きます。)の治療を開始し、がん入 院保険金支払期間が終了したときは、疾病入院保険金の支払額は、がん入院保険金支払 期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院保険金日額を乗じた金額と
- ⑦ 被保険者が入院保険金の支払を受けられる入院の継続中に保険期間が満了した場合に は、保険期間が満了した後のその継続中の入院については、保険期間中の入院とみなし、 当会社は、入院保険金を支払います。

第6条(手術保険金の支払)

- ① 当会社は、被保険者が責任開始期以後の保険期間中に病院または診療所において、身 体障害を被った時が責任開始期以後であり、かつ、その身体障害の治療を直接の目的と する別表2に掲げる手術を受けたときは、1回の手術につき入院保険金日額に手術の種 類に応じて別表2に掲げる倍率(被保険者が同時に2種類以上の手術を受けた場合は、 1回の手術とみなしそのうちもっとも高い倍率とします。)を乗じた金額を、手術保険金として被保険者に支払います。
- ② 前項の手術には、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術または診断 ・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などの治療を直接の目的としない手術は 含みません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、普通約款の規定により被保険者ががん手術保険金の支払 を受けられる手術については、当会社は、手術保険金を支払いません。

第7条(入院保険金の支払限度)

- 当会社が、入院保険金を支払うべき入院日数は、傷害入院保険金および疾病入院保険 金ごとにそれぞれ次の各号に掲げる日数をもって限度とします。
- (1) 1回の入院についての支払限度は、保険証券記載の支払限度日数
- (2) 保険期間中の入院についての通算支払限度は、保険証券記載の通算支払限度日数

第8条(入院保険金の支払に関する補則―入院期間の重複の取扱)

- ① 被保険者が2以上の事故により傷害入院保険金の支払を受けられる入院を開始した場合、または傷害入院保険金の支払を受けられる入院中に異なる事故により新たに他の傷 害を被った場合は、当会社は、その入院開始の直接の原因となった事故(以下本項にお いて「主な事故」といいます。) に対する傷害入院保険金を支払い、主たる事故以外の事故(以下本項において「異なる事故」といいます。) に対する傷害入院保険金は支払いません。ただし、その入院中に主たる事故により傷害入院保険金が支払われる期間 が終了したときは、当会社は、異なる事故により傷害入院保険金を支払います。この場 合、異なる事故に対する傷害入院保険金の支払額は、主たる事故により傷害入院保険金 が支払われる期間が終了した目の翌日からその目を含めた入院日数に入院保険金目額を 乗じた金額とします
- ② 被保険者が疾病入院保険金の支払を受けられる入院を開始したときに異なる疾病(普 通約款の規定により被保険者ががん入院保険金の支払を受けられるがんを除きます。以 下本項において同様とします。)を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病 を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したも のとみなして取り扱います。
- ③ 被保険者が疾病入院保険金の支払を受けられる入院中の事故により治療を開始した場 合、傷害入院保険金の支払額は、事故により治療を開始した日からその日を含めた入院 日数に入院保険金日額を乗じた金額とします。
- ④ 被保険者が疾病入院保険金の支払を受けられる入院中の場合でも、傷害入院保険金の
- ② 被体院自が状物へに体院並び入れるようについる人にして適日くらい同日へには下る主 支払を受けられる期間に対しては、当会社は、疾病人院保険金は支払いません。 ③ 被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる入院中に疾病の治療を開始した場合に おいて、傷害入院保険金の支払を受けられる期間が終了したときは、疾病入院保険金の 支払額は、傷害入院保険金の支払を受けられる期間が終了した日の翌日からその日を含 めた入院日数に入院保険金目額を乗じた金額とします。

第9条(入院保険金の支払に関する補則―再発の取扱)

- ① 被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる人院を2回以上し、かつ、それぞれの 入院の直接の原因となった事故が同一であるときは、1回の入院とみなして第5条(入 院保険金の支払) 第1項および第7条 (入院保険金の支払限度) の規定を適用します。 ただし、その事故の目からその目を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ② 被保険者が疾病入院保険金の支払を受けられる入院を2回以上し、かつ、それぞれの 入院の直接の原因となった疾病、事故または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めたときは、1回の入院とみなして第5条(入院保険金の支払)第 1項および第7条 (入院保険金の支払限度) の規定を適用します。ただし、疾病入院保 険金が支払われることとなった最終の入院の退院目の翌日からその目を含めて180日経 過後に開始した入院については、新たな入院とみなします
- ③ 前項の医学上重要な関係とは、例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは 腎臓疾患等の関係をいいます。

第10条 (保険金の支払額の計算に関する補則)

① 保険金の支払額の計算にあたって、入院保険金の支払を受けられる入院の継続中に入 院保険金日額が変更された場合には、各日現在の入院保険金日額を基準とします。ただ し、第5条(入院保険金の支払)第7項の規定により当会社が入院保険金を支払う場合

の入院保険金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。また、第15条(この特約条項が付帯された保険契約の無効の特別)第1項の規定により当会社が保険金を支払う場合の入院保険金日額は、普通約款第17条(責任開始期前のがん診断確定による保険契約の無効)第1項の規定によりこの特約条項が付帯された保険契約が無効とされた日のそれと同額とします。

② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金が支払われる原因となった身体障害が悪化したときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第11条 (入院または手術の通知)

- 第11条 (入院保険金の支払) 第1項の入院をしたときまたは第6条 (手術保険金の支払) 第1項の手術を受けたときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者 (えれらの者の代理人を含みます。次項において同様とします。)は、被保険者が入院を開始した日または手術を受けた日からその日を含めて30日以内に身体障害の内容および入院または手術の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の身体の診察もしくは死体の検案 (死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。)を求めたときは、たれに応じなければなりません。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由が なく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実 を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いま せん。

第12条 (保険金の請求)

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。)が保険金の支払を受けようとするときは、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ② 当会社は、別表3に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ③ 被保険者または保険金を受け取るべき者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第13条 (この特約条項の復活および復活の際の責任開始期)

- ① 普通約款第10条(保険契約の復活および復活の際の責任開始期)の規定により復活の請求がなされたときは、この特約条項についても同時に復活の請求があったものとしませ、
- ② 当会社は、前項の規定によるこの特約条項の復活を承認したときは、普通約款第10条 (保険契約の復活および復活の際の責任開始期)第2項および第3項の規定を準用して この特約条項の復活の取扱をします。
- ③ 前項の規定によりこの特約条項が復活した場合であっても、当会社が普通約款第10条 (保険契約の復活および復活の際の責任開始期)第2項の未払込保険料を領収した時までこの特約条項における当会社の保険責任は開始しません。

第14条 (この特約条項が付帯された保険契約との関係)

- ① この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約条項もまた無効としま
- す。 ② この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において効力を失ったときは、 この特約条項も同時に効力を失うものとします。

第15条 (この特約条項が付帯された保険契約の無効の特則)

- ① 前条第1項の規定にかかわらず、普通約款第17条(責任開始期前のがん診断確定による保険契約の無効)第1項の規定によりこの特約条項が付帯された保険契約が無効とされる以前に、この特約条項においてその無効の原因となった普通約款第1条(当会社の支払責任)のがん以外の保険金を支払うべき身体障害を被っていたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当会社は、その身体障害に対してはこの特約条項の保険金を支払います。
- (1) 告知以前に被保険者が普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項のがんと診断確 定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき
- (2) 告知の時から普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項に規定する責任開始期の前日までに被保険者が初めて同条のがんと診断確定されていたとき
- ② 普通約款第21条 (保険料の返還—無効および失効の場合) 第3項第1号および第3号の規定にかかわらず、前項の規定によりこの特約条項の保険金を支払う場合は、当会社は、すでに払い込まれたこの保険契約の保険料からこの特約条項の保険料を控除した額を保険契約者に返還します。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、普通約款第12条(告知義務)第1項または第19条(保険契約の解除)第1項もしくは第2項の規定によりこの特約条項が解除される場合には、前2項の規定は適用しません。

第16条 (普通約款の適用除外)

この特約条項については、普通約款第 2 条 (用語の定義) 、第 3 条 (責任開始期および終期) 、第 3 条 (入院または手術の通知) および第 2 4条 (保険金の請求) の規定は適用しません。

第17条(普通約款の読み替え)

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

4 傷害および疾病危険担保特約条項

- (1) 第12条(告知義務) 第4項第3号の規定中「第1条(当会社の支払責任)のがんと 診断確定される前に」とあるのは「身体障害を被る前に」
- (2) 第12条(告知義務)第6項および第19条(保険契約の解除)第7項の規定中「第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院をした後または第5条(がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けた後に」とあるのは「この特約条項第5条(入院保険金の支払)第1項の入院をした後または第6条(手術保険金の支払)第1項の手術を受けた後に
- (3) 第13条 (保険料の変更 台知義務) 第2項および第31条 (契約年齢または性別の誤りの処理) 第3項の規定中「第1条 (当会社の支払責任) のがんと診断確定された場合」とあるのは「身体障害を被った場合」、「第4条 (がん入院保険金の支払) 第1項の入院をした場合または第5条 (がん手術保険金の支払) 第1項の手術を受けた場合」とあるのは「この特約条項第5条 (入院保険金の支払) 第1項の入院をした場合または第6条 (手術保険金の支払) 第1項の手術を受けた場合
- (4) 第19条 (保険契約の解除) 第5項の規定中「第4条 (がん入院保険金の支払) 第1項の入院をしたときまたは第5条 (がん手術保険金の支払) 第1項の手術を受けたとき」とあるのは「この特約条項第5条 (入院保険金の支払) 第1項の入院をしたときまたは第6条 (手術保険金の支払) 第1項の手術を受けたとき」
- (5) 第25条 (当会社の指定医による診察等の要求)第1項の規定中「第23条(入院または手術の通知)の規定による通知または前条の規定による請求を」とあるのは「この特約条項第11条(入院または手術の通知)の規定による通知または第12条(保険金の請求)の規定による請求を|
- (6) 第26条 (保険金の支払) 第1項の規定中「第24条 (保険金の請求) の規定による手続」とあるのは「この特約条項第12条 (保険金の請求) の規定による手続」、第2項の規定中「第4条 (がん入院保険金の支払) 第1項の入院」とあるのは「この特約条項第5条 (入院保険金の支払) 第1項の入院」
- (7) 第29条 (時効) の規定中「第4条 (がん人院保険金の支払)第1項の入院をした日または第5条 (がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けた日」とあるのは「この特約条項第5条 (入院保険金の支払)第1項の入院をした日または第6条 (手術保険金の支払)第1項の手術を受けた日」

第18条 (進用規定

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

別表1 (第4条第6号関係)

平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害 精神作用物質、分裂病型障害および妄想性障害 気分[感情] 障害 大分 [感情] 障害 大分 [感情] 障害 大分 [感情] 障害 世理的障害および身体的要因に関連した行動症候群 成人の人格および行動の障害 知的障害を精神是滞〉 心理的発達の解除書 が見り発達の が見り発達が が見り が見り が が が が が が が が が が が が が が が	$\begin{array}{c} F00-F07, \ F09 \\ F10-F19 \\ F20-F25, \ F28, \ F29 \\ F30-F34, \ F38, \ F39 \\ F40-F45, \ F48 \\ F50-F55, \ F59 \\ F60-F66, \ F68, \ F69 \\ F70-F73, \ F78, \ F79 \\ F80-F84, F88, F89 \\ F90-F95, \ F98 \end{array}$
詳細不明の精袖障生	F 99

別表2 (第6条関係)

手術 番号	対象となる手術	倍率
§ 皮膚	・乳房の手術	
1. 2.	植皮術 (25㎡未満は除きます。) 乳房切断術	20 20
§ 筋帽	予の手術 (抜釘術は除きます。)	
3. 4. 5.	骨移植術 骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除きます。) 頭蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔を除きます。)	20 20 20
6. 7. 8. 9.	鼻骨観血手術 (鼻中隔弯曲症手術を除きます。) 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除きます。) 脊椎・骨盤観血手術 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10 20 20 10
10. 11. 12.	歌音・作所音・加音・加音を映画士列 四肢切断術 (手指・足指を除きます。) 切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの。) 四肢骨・四肢関節観血手術 (手指・足指を除きます。)	20 20 10

4 傷害および疾病危険担保特約条項~ 5 疾病不担保特約条項(傷害および疾病危険担保特約条項用)

5 狭	病へ担保特約条項(傷害および疾病危険担保特約条項用)	
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術 は除きます。)	10
§ 呼吸	及器・胸部の手術	
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16. 17.	気管・気管支·肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。) 胸郭形成術	20 20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
-	最器・脾の手術	
19.	観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除きます。)	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。) 心膜切開・縫合術	40 20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
-	と器の手術	
26. 27.	耳下腺腫瘍摘出術	20 10
28.	顎下腺腫瘍摘出術 食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術 ヘルニア根本手術	20 10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔 核のみの手術は除きます。)	10
8屋。	- [1300000丁mはははなます。) ・性器の手術	
38.	腎移植手術(受容者に限ります。)	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術 (経尿道的操作は除きます。)	20
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除きます。)	20
41. 42.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除きます。)	20
42.	陰茎切断術 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	40 20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術 (単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除きます。)	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47. 48.	帝王切開娩出術 子宮外妊娠手術	10 20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除きま	20
51.	す。) 卵管・卵巣観血手術 (経膣的操作は除きます。)	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§内分	予泌器の手術	
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54. 55.	甲状腺手術 副腎全摘除術	20 20
	田の月 主:カロウベヤワ 圣の手術	
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術 変験薄膜虫が細胞毛術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術 ・	20
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	限映 ↑ 並祉 子州 涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65. 66.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 虹彩前後癒着剥離術	10 10
67.	緑内障観血手術	20
1		1

68. 69. 70. 71. 72. 73. 74.	白内障・水晶体観血手術 硝子体観血手術 網際測離逐手術 レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回 の支払を限度とします。) 眼球損除・組織充填術 眼窩腫瘍摘出術 服筋移植術	20 10 10 10 10 20 20	
§ 感到	1 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		
75. 76. 77. 78. 79.	観血的鼓膜·鼓室形成術 乳様洞削開衛 中耳根本手術 内耳観本手術 聴神経腫瘍摘出術	20 10 20 20 40	
§ 悪怕	生新生物の手術		
80. 81.	悪性新生物根治手術 悪性新生物温熱療法 (施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度と します。) その他の悪性新生物手術	40 10 20	
§上記	8上記以外の手術		
83. 84. 85. 86.	上記以外の開頭術 上記以外の開胸術 上記以外の開腹術 重撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の支払 を限度とします。) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭 ・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含みません。施術の開始日から60日	20 20 10 20 10	
8新/	の間に1回の支払を限度とします。) 主物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60 日の間に1回の支払を限度とします。)	10	

別表3 (第12条関係)

保険金種類提出書類	入院	手術
1. 保険金請求書*	0	0
2. 保険証券	0	0
3. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書(傷害 入院保険金を請求する場合に限ります。)	0	
4. 医師の診断書*	0	0
5. 入院した病院または診療所の入院証明書*	0	
6. 手術を受けた病院または診療所の手術証明書*		0
7. 被保険者の住民票	0	0
8. 被保険者または保険金を受け取るべき者の戸籍抄本	0	0
9. 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書	0	0
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請求を第三者に委任する場合)	0	0

- (注) 1.保険金を請求するときには、上記の○印を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - 2. 上記の書類のうち、*印を付した書類は当会社所定のものとします。

⑤ 疾病不担保特約条項(傷害および疾病危険担保特約条項用)

- 第1条 (保険金を支払わない場合)
 ① 当会社は、この特約条項により、傷害および疾病危険担保特約条項(以下「傷害疾病担保特約」といいます。) 第1条 (当会社の支払責任) の規定にかかわらず、疾病に対しては、傷害疾病担保特約の保険金を支払いません。② 次の各号に掲げる事由に対しては、被保険者が被った身体障害が疾病であるとみなして傷害疾病担保特約の保険金を支払いません。(1) 責任開始即以後に生じた事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院

(2) 責任開始期以後に開始した異常分娩

第2条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 傷害疾病担保特約およびがん保険普通保険約款の規定を準用します。

6 特定疾病等不担保特約条項 (傷害および疾病危険担保特約条項用)

当会社は、この特約条項により、保険証券記載の傷害および疾病に対しては、傷害お よび疾病危険担保特約条項の保険金を支払いません。

交通事故傷害介護保険金担保特約条項

第1条(当会社の支払責任)

- ① 当会社は、がん保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社 の支払責任) 第1項に規定する被保険者(以下「被保険者」といいます。) が責任開始 期 (第3条 (この特約条項における責任開始期および終期) に規定する責任開始期をい います。ただし、第10条 (この特約条項の復活および復活の際の責任開始期) の規定に よりこの特約条項の復活の取扱が行われた後は、最後のこの特約条項の復活の際の責任 開始期をいいます。以下同様とします。) 以後にその身体に次の各号に掲げる傷害のいずれかを被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に、重 度後遺障害が生じ、かつ、その重度後遺障害による要介護状態であると認められるとき は、この特約条項および普通約款に従い介護保険金を支払います。
- (1) 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具(これに積 載されているものを含みます。以下この項において同様とします。)との衝突・接触 等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によ って被った傷害
- (2) 運行中の交通乗用具に搭乗している被保険者または乗客(入場客を含みます。) て改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(改札口の内側をいいます。)にいる被 保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- (3) 道路通行中の被保険者が、次に掲げる事故のいずれかによって被った傷害
 - イ. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
- ロ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
- ハ. 火災または破裂・爆発
- 二.作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機 械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等 (4) 被保険者が、建物または交通乗用具の火災によって被った傷害
- 前項各号の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、 吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した 結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

第2条 (用語の定義)

- この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。
- (1) 重度後遺障害
- 別表1に掲げる後遺障害をいいます。
- 要介護状態
- 終日就床しており、かつ、次のいずれにも該当すると医師(被保険者が医師である 場合は、被保険者以外の医師をいいます。) により診断された状態をいいます。
- イ. 歩行の際に、補助用具 (義手、義足、車いす等をいいます。以下同様とします。) を用いても、別表2の第1項に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介 護を必要とする状態にあるため、常に他人の介護が必要であること
- ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表2の第2項から 第5項までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状 態にあるため、常に他人の介護が必要であること。
- a. 食事
- b. 排せつ
- c. 入浴
- d. 衣類の着脱
- (3) 要介護期間
 - 第1条(当会社の支払責任)の傷害の原因となった事故の目からその目を含めて 181日日以降の重度後遺障害による要介護状態である期間をいいます。
- (4) 交通乗用具
- 別表3のいずれかに該当するものをいいます。
- 工作用自動車
- 構造物の建築または破壊、土木工事、農耕等の作業の用途をもつもので、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンク リートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。 (6) 運行中
- 交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。

第3条 (この特約条項における責任開始期および終期)

- この特約条項における当会社の保険責任は、普通約款第3条(責任開始期および終期)
- 疾病不担保特約条項 (傷害および疾病危険担保特約条項用) ~ 交通事故傷害介護保険金担保特約条項

- 第1項に規定する保険期間(以下「保険期間|といいます。)の初日の午後4時(保険 証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻) に始まり、末目の午後4 時 (保険期間が終身の場合は、被保険者が死亡した時) に終わります。
- ② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、保険期間が開始した後に当会社が第1回保険料を領収し
- たときは、その時までこの特約条項における当会社の保険責任は開始しません。 ④ 保険契約締結の後、この特約条項を普通約款に付帯する場合において、当会社が保険 契約者からのこの特約条項の付帯の申出を承認したときは、第1項および第3項の規定 にかかわらず、当会社が承認した異動目(次項において「異動目」といいます。)から、 この特約条項における当会社の保険責任は開始します。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、異動目以後に当会社がこの特約条項の第1回保険料を領収 したときは、その時までこの特約条項における当会社の保険責任は開始しません。

第4条(保険金を支払わない場合ーその1)

- 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、介護保 険金を支払いません
- (1) 保険契約者 (保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務 を執行するその他の機関) または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者が法令に定められた運転資格 (運転する地における法令によるものをいい / 放床板目が広かった迷い方に進む気間 (建築) が過じたがらないません。 覚せい利、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者の別表 4 に掲げる精神障害
- (6) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (7) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、 当会社が介護保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りでありません。
- (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、 全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認めら れる状態をいいます。)
- (10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下本号において同様とします。) もしくは 核燃料物質によって汚染された物 (原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発 性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (1) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて 生じた事故
- (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

第5条(保険金を支払わない場合ーその2)

- ① 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った 傷害に対しては、介護保険金を支払いません。 (1) 被保険者が交通乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みま
- す。)、訓練(自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除き ます。) または試運転 (性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。) をしてい る間。ただし、第2条 (用語の定義) 第4号に規定する軌道を有しない陸上の乗用具 を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りでありません。
- (2) 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれら の者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に 搭乗している間
- (3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機 (定期便であると不定期便であると を問いません。) 以外の航空機を被保険者が操縦している間または当該航空機に搭乗 することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間 (4) 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
- イ. グライダー
- 口. 飛行船
- ハ. 超軽量動力機
- ニ.ジャイロプレーン
- ② 当会社は、被保険者が職務として次の各号に掲げる作業のいずれかに従事中に当該作 業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、介護保険金を支払いません。
- (1) 交通乗用具への荷物、貨物等(以下この号において「荷物等」といいます。)の積 込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等の整
- (2) 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

第6条(介護保険金の支払)

- ① 当会社は、責任開始期以後の保険期間中の重度後遺障害による要介護期間に対して、 1年間につき、保険証券記載の介護保険金年額(以下「介護保険金年額」といいます。) を、介護保険金として被保険者に支払います
- ② 前項において、責任開始期以後の保険期間中の重度後遺障害による要介護期間に1年 未満の端日数があるときは、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定 します。

7 交通事故傷害介護保険金担保特約条項

- (3) 当会社は、いかなる場合においても、重度後遺障害による要介護状態でなくなった日 以降の期間に対しては、介護保険金を支払いません。
- ④ 当会社は、原因または時を異にして被った第1条(当会社の支払責任)の傷害により 重度後遺障害による要介護期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねては介 護保険金を支払いません
- ⑤ 被保険者が介護保険金の支払を受けられる重度後遺障害による要介護期間中に保険期 間が満了した場合には、保険期間が満了した後のその継続中の重度後遺障害による要介 護期間に対しては、保険期間中の重度後遺障害による要介護期間とみなし、当会社は、 介護保険金を支払います。

第7条(介護保険金の支払額の計算に関する補則)

- ① 介護保険金の支払額の計算にあたって、介護保険金の支払を受けられる重度後遺障害 による要介護期間の継続中に介護保険金年額が変更された場合には、各日現在の介護保 険金年額を基準とします。ただし、第6条(介護保険金の支払)第5項の規定により当 会社が介護保険金の支払う場合の介護保険金年額は、保険期間の満了した日のそれと同 額とします。また、第12条(この特約条項が付帯された保険契約の無効の特則)第1項の規定により当会社が介護保険金の支払う場合の介護保険金年額は、普通約款第17条 (責任開始期前のがん診断確定による保険契約の無効)第1項の規定によりこの特約条項が付帯された保険契約が無効とされた日のそれと同額とします。
- ② 被保険者が第1条(当会社の支払責任)の傷害を被ったときすでに存在していた身体 の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により介護保険金を支払うべき重度後遺 障害による要介護状態の程度が加重されたときは、当会社は、その影響がなかった場合
- に相当する金額を決定してこれを支払います。 ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受 け取るべき者が治療をさせなかったことにより介護保険金を支払うべき重度後遺障害に よる要介護状態の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で支払います。

第8条(事故および要介護状態の通知)

- ① 被保険者が第1条(当会社の支払責任)の傷害を被ったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下本条において 同様とします。)は、その原因となった事故の日からその目を含めて30日以内に事故発 生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。
- ② 被保険者が要介護状態となったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取 るべき者は、遅滞なく、要介護状態の内容を証明する医師の診断書(当会社の定める様 式とします。)を添えて当会社に通知しなければなりません。
- 3 前2項の場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被 保険者の身体の診察を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ④ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由が なく前3項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事 実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、介護保険金を支 払いません。

第9条(介護保険金の請求)

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第5項に おいて同様とします。)が介護保険金の支払を受けようとするときは、次の各号に掲げるそれぞれの日からその日を含めて30日以内に、別表5に掲げる書類のうち当会社が求 めるものを提出しなければなりません。
- (1) 事故の目からその目を含めて181日目
- (2) 前号の日以降被保険者が継続して重度後遺障害による要介護状態にあるときは、前号の日以降被保険者が継続して重度後遺障害による要介護状態にあるときは、前号の日の1年ごとの応当日 (3) 重度後遺障害による要介護状態でなくなった日
- ② 被保険者に介護保険金を請求できない事情がある場合には、次の各号に掲げる者のい ずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得た うえで、被保険者の代理人として介護保険金を請求することができます。ただし、被保 険者に法定代理人がいる場合または被保険者が介護保険金の請求を第三者に委任してい る場合は、この限りでありません
- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に介護保険金を請求できな い事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に介護保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ③ 前項の規定による被保険者の代理人からの介護保険金の請求に対して、当会社が介護 保険金を支払った後に、重複して介護保険金の請求を受けたとしても、当会社は、介護 保険金を支払いません。
- ④ 当会社は、別表5に掲げる書類および第2項に規定する書類以外の書類の提出を求め ることができます。
- ⑤ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、第1項、第2項または前項の書類を提出 しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実 の記載をしたときは、当会社は、介護保険金を支払いません。

第10条 (この特約条項の復活および復活の際の責任開始期)

① 普通約款第10条(保険契約の復活および復活の際の責任開始期)の規定により復活の 請求がなされたときは、この特約条項についても同時に復活の請求があったものとしま

- す。 ② 当会社は、前項の規定によるこの特約条項の復活を承認したときは、普通約款第10条 (保険契約の復活および復活の際の責任開始期) 第2項および第3項の規定を準用して この特約条項の復活の取扱をします。
- ③ 前項の規定によりこの特約条項が復活した場合であっても、当会社が普通約款第10条 (保険契約の復活および復活の際の責任開始期)第2項の未払込保険料を領収した時ま でこの特約条項における当会社の保険責任は開始しません。

第11条 (この特約条項が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約条項もまた無効としま
- ② この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において効力を失ったときは、 この特約条項も同時に効力を失うものとします。

第12条 (この特約条項が付帯された保険契約の無効の特則)

- ① 前条第1項の規定にかかわらず、普通約款第17条(責任開始期前のがん診断確定による保険契約の無効)第1項の規定によりこの特約条項が付帯された保険契約が無効とさ れる以前に、この特約条項において介護保険金を支払うべき第1条(当会社の支払責任)の傷害の原因となった事故が生じていたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に 限り、当会社は、その事故によって被った傷害の直接の結果としての重度後遺障害によ る要介護期間に対してはこの特約条項の介護保険金を支払います
- (1) 告知以前に被保険者が普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項のがんと診断確 定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき
- (2) 告知の時から普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項に規定する責任開始期の 前日までに被保険者が初めて同条のがんと診断確定されていたとき
- ② 普通約款第21条 (保険料の返還―無効および失効の場合) 第3項第1号および第3号 | 育理利利等41年 (下校刊) 公歴 ボッル・カン へんかっていた の規定にかかわらず、前項の規定によりこの特約条項の大護保険金を支払う場合は、当会社は、すでに払い込まれたこの保険契約の保険料からこの特約条項の保険料を控除し た額を保険契約者に返還します。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、普通約款第12条(告知義務)第1項または第19条(保険 契約の解除) 第1項もしくは第2項の規定によりこの特約条項が解除される場合には、 前2項の規定は適用しません。

第13条(普通約款の適用除外)

この特約条項については、普通約款第2条(用語の定義)、第3条(責任開始期およ び終期)、第23条 (入院または手術の通知) および第24条 (保険金の請求) の規定は適 用しません。

第14条(普通約款の読み替え)

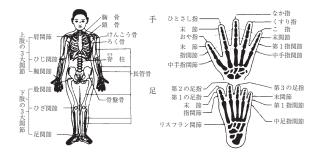
- この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。
- (1) 第12条(告知義務) 第4項第3号の規定中「第1条(当会社の支払責任)のがんと 診断確定される前に」とあるのは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)の傷害
- (2) 第12条 (告知義務) 第6項および第19条 (保険契約の解除) 第7項の規定中「第4条 (がん入院保険金の支払) 第1項の入院をした後または第5条 (がん手術保険金の 支払) 第1項の手術を受けた後に とあるのは 「重度後遺障害による要介護状態であ ると認められた後に
- (3) 第13条 (保険料の変更-告知義務) 第2項および第31条 (契約年齢または性別の誤りの処理) 第3項の規定中「第1条 (当会社の支払責任) のがんと診断確定された場 合」とあるのは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)の傷害を被った場合」、 「第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院をした場合または第5条(がん手術 保険金の支払)第1項の手術を受けた場合」とあるのは「重度後遺障害による要介護 状態であると認められた場合」
- (4) 第19条 (保険契約の解除) 第5項の規定中「第4条 (がん入院保険金の支払) 第1 / 項の入院をしたときまたは第5条 (がん手術保険金の支払) 第1項の手術を受けたとき」とあるのは「この特約条項第1条 (当会社の支払責任) の傷害を被ったとき」
- (5) 第25条 (当会社の指定医による診察等の要求) 第1項の規定中「第23条 (入院また は手術の通知)の規定による通知または前条の規定による請求を」とあるのは「この 特約条項第8条(事故および要介護状態の通知)の規定による通知または第9条(介 護保険金の請求) の規定による請求を
- (6) 第28条 (保険金の支払) 第1項の規定中「第24条 (保険金の請求) の規定による手続」とあるのは「この特約条項第9条 (介護保険金の請求) の規定による手続」、第 2項の規定中「第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院 とあるのは「重度後 遺障害による要介護期間|
- (7) 第27条 (鑑定人および裁定人) 第1項の規定中「当会社が支払うべき保険金の額の 認定について」とあるのは「後遺障害の程度または当会社が支払うべき介護保険金の
- (8) 第29条 (時効) の規定中「第4条 (がん入院保険金の支払) 第1項の入院をした日 または第5条(がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けた日」とあるのは「重度 後遺障害による要介護状態であると認められた日」

第15条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

別表1 (第2条第1号関係)

- 1. 両眼が失明したもの
- 2. 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの
- 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6. 両上肢の用を全廃したもの
- 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8. 両下肢の用を全廃したもの
- 9. 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。 以下同様とします。)が0.02以下になったもの
- 10. 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの
- 11. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- 12. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- 13. 両上肢を腕関節以上で失ったもの
- 14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 15. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができない
- 16. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- 17. 前各項に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、身体の障害の程度に応 じ、前各項の後遺障害に相当すると認められるもの
 - (注1) 上肢および下肢の障害の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分を
 - いいます。 (注2) 関節などの説明図



別表2 (第2条第2号関係)

- 1. 歩行
- (1) 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
- 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。
- (3) 自分では全く移動することができない。
- 2. 食事
- (1) 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
- (2) 自分では全く食事ができない(身体の障害により療養中であり、経口食は禁じら れ点滴で栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含む)。
- 3. 排せつ
- (1) 自分では拭取りの始末ができない。
- (2) 自分では座位を保持することができない。 (3) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
- (4) 医師から絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。 4. 入浴
- (1) 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
- 自分では浴槽の出入りができない。
- (3) 自分では全く入浴できない。
- 5. 衣類の着脱

衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

別表3 (第2条第4号関係)

分類	交通乗用具
軌道上を走行す る陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、い す付リフト
	(注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱ ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフ ト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない 陸上の乗用具	自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、 トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される 車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー
	(注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地 等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上 の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード等は除きます。
空の乗用具	航空機 (飛行機、ヘリコブター、グライダー、飛行船、超軽量動力機 (モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機 等) 、ジャイロブレン) (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶 (ヨット、モーターボート (水上オートバイを含みます。) およ びボートを含みます。) (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除 きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注)立体駐車場のリフト等もっぱら物品輸送用に設置された装置等 は除きます。

別表4 (第4条第5号関係)

平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項 目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類 提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害 精神作用物質使用による精神および行動の障害 精神分裂病 分裂病型障害および妄想性障害 気分[感情] 障害 トレス関連障害および身体表現性障害 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群 成人の人格および行動の障害 知的障害と精神遅滞>	F00-F07, F09 F10-F19 F20-F25, F28, F29 F30-F34, F38, F39 F40-F45, F48 F50-F55, F59 F60-F66, F68, F69 F70-F73, F78, F79
心理的発達の障害 小児<児童>期および青年期に通常発症する行動および情 緒の障害 詳細不明の精神障害	F80-F84, F88, F89 F90-F95, F98 F99

別表5 (第9条関係)

- 1. 保険金請求書*
- 2. 保険証券
 - 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 4. 医師の診断書*
- 5. 要介護状態報告書*
- 6. 被保険者の住民票
- 7. 被保険者または保険金を受け取るべき者の戸籍抄本
- 8. 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
- 9. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - (保険金の請求を第三者に委任する場合) (注) 1. 介護保険金を請求するときには、上記の書類のうち当会社が求めるものを 提出しなければなりません。
 - 2. 上記の書類のうち、*印を付した書類は当会社所定のものとします。

個人賠償責任危険担保特約条項

第1条(当会社の支払責任)

当会社は、被保険者が、責任開始期(次条に規定する責任開始期をいいます。ただし、 第13条(この特約条項の復活および復活の際の責任開始期)の規定によりこの特約条項 の復活の取扱が行われた後は、最後のこの特約条項の復活の際の責任開始期をいいます。) 以後の保険期間中に発生した次の各号に掲げる偶然な事故(以下「事故」といいます。) のいずれかにより、他人の身体の障害(この特約条項においては、傷害、疾病、後遺障

8 個人賠償責任危険担保特約条項

害または死亡をいいます。)または他人の財物の滅失、汚損もしくはき損(以下「財物 の破損」といいます。)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被っ た損害に対して、この特約条項およびがん保険普通保険約款(以下「普通約款」といい ます。) に従い保険金を支払います。

- (1) 普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項に規定する被保険者(以下「本人」 いいます。) の居住の用に供される保険証券記載の住宅 (敷地内の動産および不動産 を含みます。以下「住宅」といいます。)の所有、使用または管理に起因する偶然な
- (2) 被保険者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に 起因する偶然な事故

第2条 (この特約条項における責任開始期および終期)

- ① この特約条項における当会社の保険責任は、普通約款第3条(責任開始期および終期) 第1項に規定する保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午後4時(保険 証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻) に始まり、末日の午後4時(保険期間が終身の場合は、本人が死亡した時) に終わります。
- ② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。 ③ 第1項の規定にかかわらず、保険期間が開始した後に当会社が第1回保険料を領収し たときは、その時までこの特約条項における当会社の保険責任は開始しません。
- ④ 保険契約締結の後、この特約条項を普通約款に付帯する場合において、当会社が保険 契約者からのこの特約条項の付帯の申出を承認したときは、第1項および第3項の規定 にかかわらず、当会社が承認した異動目(次項において「異動目」といいます。)から、
- この特約条項における当会社の保険責任は開始します。 ⑤ 前項の規定にかかわらず、異動日以後に当会社がこの特約条項の第1回保険料を領収 したときは、その時までこの特約条項における当会社の保険責任は開始しません。

第3条(この特約条項における被保険者の範囲)

- この特約条項における被保険者は、本人のほか、次の各号に掲げる者をいいます。た だし、責任無能力者は含まないものとします。
- (1) 本人の配偶者
- (2) 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- (3) 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- ② 前項の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけ るものをいいます。

第4条(保険金を支払わない場合ーその1)

- 当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金 を支払いません。
- (1) 保険契約者 (保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務 を執行するその他の機関)または被保険者の故意 (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認めら れる状態をいいます。
- (4) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。) もしく は核燃料物質によって汚染された物 (原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆 発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (5) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて
- (6) 第4号以外の放射線照射または放射能汚染

第5条(保険金を支払わない場合ーその2)

- 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (2) もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(住宅の一部がもっぱら 被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。)の所有、使用または 管理に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因 する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、こ の限りでありません。
- (5) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定に よって加重された損害賠償責任
- (6) 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当 な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (7) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- (8) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (9) 航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものおよびゴルフ場構内におけ
- るゴルフ・カートを除きます。)、銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管 理に起因する損害賠償責任

第6条(支払保険金の範囲)

当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- (2) 第1条(当会社の支払責任)の事故が発生した場合において、被保険者が第8条 (事故が発生した場合の被保険者の義務) 第1項第2号に規定する損害の防止または 軽減のために要した費用のうち当会社が必要または有益であったと認めた費用および 同項第3号の手続のために必要な費用
- (3) 前号の損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた 後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらか じめ当会社の書面による同意を得た費用
- (4) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- (5) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した 示談交渉に要した費用
- (6) 第9条(当会社による解決)第1項に規定する当会社による損害賠償請求の解決に 協力するために被保険者が直接要した費用

第7条(保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額としま

- (1) 前条第1号の損害賠償金が保険証券記載の免責金額(損害の原因となった事故発生 時における免責金額とします。)を超過する場合には、その超過した額。ただし、保 険証券記載のこの特約条項の保険金額(損害の原因となった事故発生時における保険 金額とします。以下本条において「保険金額」といいます。)を支払の限度とします。
- (2) 前条第2号から第6号までの費用についてはその全額。ただし、同条第4号および 第5号の費用は、同条第1号の損害賠償金の額が保険金額をこえる場合は、保険金額 の同号の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

第8条(事故が発生した場合の被保険者の義務)

- 30 保険約2年といる日本の保険者を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。)は、第1条(当会社の支払責任)の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる 事項を履行しなければなりません。
- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれ らの事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を事故の日よりその日を含めて 30日以内に、また、損害賠償の請求を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当会社 に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これ に応じなければなりません。
- (2) 事故によって生じた損害の拡大を防止または軽減するため、自己の費用で必要な措 置を講ずること
- (3) 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全また は行使について必要な手続を行うこ
- (4) あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用 を支出しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げませ
- (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、た だちに書面により当会社に通知すること。
- (6) 当会社が、とくに必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う損害の調査に協力すること。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由が できたと認められる額を、同項第4号の場合は当会社が損害賠償責任がないと認めた部 分を、それぞれ控除して保険金を支払います。

第9条(当会社による解決)

- ① 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害 賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求 めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- ② 被保険者が、当会社の認める正当な理由がなく前項の規定による協力に応じないとき は、当会社は、保険金を支払いません。

第10条 (保険金の請求)

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下本条 において同様とします。)が保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりま
- (1) 当会社の定める事故状況報告書
- (2) 示談書その他これに代わるべき書類
- (3) 損害を証明する書類
- (4) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (保険金の請 求を第三者に委任する場合)
- ② 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

③ 被保険者または保険金を受け取るべき者が前2項の書類を提出しなかったとき、また は提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、 当会社は、保険金を支払いません。

第11条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

① 第1条(当会社の支払責任)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある 場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支 払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額 を保険金として支払います。

他の保険契約がないものとして算 出したこの保険契約の支払責任額 損害の額 × = 保険金の支払額 他の保険契約がないものとして算出した それぞれの保険契約の支払責任額の合計額

② 前項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち もっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

- ① 当会社は、保険金を支払ったときは、支払った金額の限度において、かつ、被保険者 の権利を害さない範囲内で、次の権利を取得します。
- (1) 被保険者が第三者から損害の賠償を受けるときは、その損害賠償請求権
- (2) 被保険者が損害を賠償したことによって代位取得するものがあるときは、その代位
- ② 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する前項の権 利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協 力しなければなりません。

第13条 (この特約条項の復活および復活の際の責任開始期)

- ① 普通約款第10条 (保険契約の復活および復活の際の責任開始期) の規定により復活の 請求がなされたときは、この特約条項についても同時に復活の請求があったものとしま
- 2 当会社は、前項の規定によるこの特約条項の復活を承認したときは、普通約款第10条 (保険契約の復活および復活の際の責任開始期) 第2項および第3項の規定を準用して この特約条項の復活の取扱をします。
- ③ 前項の規定によりこの特約条項が復活した場合であっても、当会社が普通約款第10条 (保険契約の復活および復活の際の責任開始期) 第2項の未払込保険料を領収した時ま でこの特約条項における当会社の保険責任は開始しません。

第14条 (この特約条項が付帯された保険契約との関係)

- この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約条項もまた無効としま
- す。)この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において効力を失ったときは、 (2) この特約条項も同時に効力を失うものとします。

第15条 (この特約条項が付帯された保険契約の無効の特則)

- ① 前条第1項の規定にかかわらず、普通約款第17条 (責任開始期前のがん診断確定によ る保険契約の無効) 第1項の規定によりこの特約条項が付帯された保険契約が無効とされる以前に、この特約条項において保険金を支払うべき第1条(当会社の支払責任)の 事故が生じていたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当会社は、その 事故による損害に対してはこの特約条項の保険金を支払います。
- (1) 告知以前に本人が普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項のがんと診断確定さ れていた事実を保険契約者および本人のすべてが知らなかったとき
- (2) 告知の時から普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項に規定する責任開始期の 前目までに本人が初めて同条のがんと診断確定せれていたとき
- ② 普通約款第21条 (保険料の返還一無効および失数の場合)第3項第1号および第3号の規定にかかわらず、前項列規定によりこの特約条項の保険金を支払う場合は、当会社は、すでに払い込まれたこの保険契約の保険料からこの特約条項の保険料を控除した額 を保険契約者に返還します。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、普通約款第12条(告知義務)第1項または第19条(保険 契約の解除) 第1項もしくは第2項の規定によりこの特約条項が解除される場合には、 前2項の規定は適用しません。

第16条 (普通約款の適用除外)

この特約条項については、普通約款第2条 (用語の定義)、第3条 (責任開始期およ び終期)、第23条(入院または手術の通知)から第25条(当会社の指定医による診察等の要求)まで、第26条(保険金の支払)第2項、第28条(代位)および第34条(契約内 容の登録) の規定は適用しません。

第17条(普通約款の読み替え)

- の特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。
- (1) 第12条 (告知義務) 第4項第3号の規定中「第1条 (当会社の支払責任) のがんと 診断確定される前に」とあるのは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)の事故 が発生する前に
- (2) 第12条(告知義務)第6項および第19条(保険契約の解除)第7項の規定中「第4

- 条(がん入院保険金の支払)第1項の入院をした後または第5条(がん手術保険金の 支払) 第1項の手術を受けた後に」とあるのは「損害の生じた後に」
- (3) 第13条(保険料の変更-告知義務)第2項および第31条(契約年齢または性別の誤 りの処理) 第3項の規定中「次の各号のいずれかに該当した場合には」とあるのは 「追加保険料の領収前のこの特約条項第1条(当会社の支払責任)の事故による損害 に対しては
- (4) 第19条(保険契約の解除)第5項の規定中「第4条(がん入院保険金の支払)第1 項の入院をしたときまたは第5条(がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けたとき」とあるのは「この特約条項第1条(当会社の支払責任)の事故が生じたとき」
- (5) 第26条(保険金の支払)第1項の規定中「第24条(保険金の請求)の規定による手 続|とあるのは「この特約条項第10条(保険金の請求)の規定による手続
- (6) 第27条 (鑑定人および裁定人) 第1項の規定中「当会社が支払うべき保険金の額の 認定について」とあるのは「損害の額について
- (7) 第29条 (時効) の規定中「第4条 (がん入院保険金の支払) 第1項の入院をした日 または第5条(がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けた目」とあるのは「判決 が確定した日または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した目」

第18条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

保険料の払込免除に関する特約条項

第1条(保険料の払込免除)

- 当会社は、この特約条項およびがん保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) に従い、普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項に規定する被保険者(以下「本人」 といいます。)が、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当したと医師(本人が医師で ある場合は、本人以外の医師をいいます。以下同様とします。)が診断したときは、医 師による診断目の属する月の翌月以降に到来する保険証券記載の払込期目(以下「払込 期日」といいます。)に払い込むべき保険料の払込を免除します。
- (1) 本人が、責任開始期以後に被った身体障害(傷害および疾病をいいます。以下同様 とします。)を直接の原因として普通約款第3条(責任開始期および終期)第1項に 規定する保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に別表1に掲げる高度障害状態になった場合(責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後に被 った身体障害(責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった身体障害と 因果関係のない身体障害に限ります。) を原因とする障害状態が新たに加わって別表 1に掲げる高度障害状態になった場合を含みます。)
- (2) 本人が、責任開始期以後に発生した別表2に掲げる事故を直接の原因として、その 事故の日からその日を含めて180日以内の保険期間中に別表3に掲げる障害の状態に なった場合(責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の別表2 に掲げる事故による傷害を原因とする障害状態が新たに加わって別表3に掲げる障害 の状態になった場合を含みます。
- ② 前項の責任開始期とは、次の各号に掲げる時のうち、いずれかもっとも遅い時としま
- (1) 保険期間の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、 その時刻)
- (2) 保険期間が開始した後に当会社が普通約款第7条(保険料の払込)第2項の第1回 保険料を領収したときは、その領収した時
- (3) 普通約款第10条(保険契約の復活および復活の際の責任開始期)の規定によりこの 特約条項が付帯された保険契約の復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の未払 込保険料を領収した時
- 第1項における身体障害を被った時の判定は、次の各号に定めるところによります。(1) 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時とします。
- (2) 疾病については、医師の診断による発病の時とします。
- ④ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期日ごとに払込があったものとみなして、普通約款およびこれに付帯される特約条項の規定を

第2条(保険料の払込を免除しない場合)

- 本人が、次の各号に掲げる身体障害のいずれかにより別表1に掲げる高度障害状態に なった場合または別表3に掲げる障害の状態になった場合には、当会社は、保険料の払 込を免除しません。
- (1) 保険契約者 (保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務 を執行するその他の機関)または本人の故意または重大な過失によって被った身体障
- (2) 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
- (3) 本人の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。 ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この限りでありません。
- (4) 本人が法令に定められた運転資格 (運転する地における法令によるものをいいます。) を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車ま たは原動機付自転車を運転している間に生じた事故によって被った身体障害
- (5) 本人の別表4に掲げる精神障害またはこれによって被った身体障害
- (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害

9 保険料の払込免除に関する特約条項

- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事 要または暴動(この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、 全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認めら れる状態をいいます。)によって被った身体障害
- (8) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下本号において同様とします。) もしくは 核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発 性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
- (9) 前3号の身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
- (10) 第8号以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害

第3条(第2回以後の保険料の払込との関係)

- (1) この特約条項の規定により当会社が保険料の払込を免除する場合において、普通約 款第7条(保険料の払込)第2項に定める第2回以後の保険料のうち、すでに払込期 日が到来している未払込保険料があるときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込 まなければなりません。
- (2) 前項の場合において、普通約款第9条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険 契約の効力)第1項に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料が払い込まれない 場合には、この特約条項が付帯された保険契約はその猶予期間の満了日の翌日から効 力を失い、当会社は、保険料の払込を免除しません。

第4条(普通約款の適用除外)

この特約条項の規定により保険料の払込が免除された保険契約については、第1条 (保険料の払込免除) 第1項に規定する医師による診断日以後、普通約款第8条 (保険 料払込方法の変更)、第11条(契約内容の変更)ならびに第31条(契約年齢または性別 の誤りの処理)第1項第2号および第2項の規定は適用しません。

第5条(普通約款等の読み替え)

この特約条項については、普通約款およびこれに付帯された特約条項を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 普通約款第12条(告知義務)第6項および第19条(保険契約の解除)第7項の規定中「第4条(が4人院保険金の支払)第1項の人院をした後または第5条(が4手術保険金の支払)第1項の手術を受けた後」とあるのは「この特約条項第1条(保険料の払込免除)第1項に規定する医師による診断がなされた後」、「保険金を支払いません。」とあるのは「保険料の払込を免除しません。」、「保険金を支払っていたとき」とあるのは「保険料の払込を免除していたとき」、「その返還を」とあるのは「その払込を
- (2) 普通約款第19条 (保険契約の解除) 第2項第1号の規定中「保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で」とあるのは「保険料の払込を免除させる目的すたけ他人に保险料の払込の免除を受けるサス日的」
- 的または他人に保険料の払込の免除を受けさせる目的」 (3) 普通約款第19条(保険契約の解除)第5項の規定中「第4条(がん入院保険金の支 払)第1項の入院をしたときまたは第5条(が、手術保険金の支払)第1項の手術を 受けたとき」とあるのは「この特約条項第1条(保険料の払込免除)第1項に規定す る医師による診断がなされたとき」、「保険金を支払いません。」とあるのは「保険料 の払込をとていません。」、「保険金を支払っていたとき」とあるのは「保険料 を免除していたとき」、「その返還を」とあるのは「その払込を」
- (4) 普通約款第23条 (入院または手術の通知) 第1項の規定中「降4条 (が4.入院保険金の支払)第1項の入院をしたときまたは第5条 (がん手術保険金の支払)第1項の 手術を受けたとき」とあるのは「この特約条項第1条 (保険料の私込免除)第1項の 規定する医師による診断がなされたとき」、「被保険者が入院を開始した日または手術を受けた日」とあるのは「当該診断がなされた日」、「がんの内容および入院または手術の状況等の詳細」とあるのは「当該診断の内容等の詳細」
- (5) 普通約款第23条 (入院または手術の通知) 第2項の規定中「保険金を支払いません。」 とあるのは「保険料の払込を免除しません。」
- (6) 普通約款第24条(保険金の請求)第1項の規定中「被保険者または保険金を受け取るべき者」とあるのは「保険契約者または被保険者」、「保険金の支払を」とあるのは「保険料の払込の免除を」、「別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるもの」とあるのは「当会社の求める書類を」
- (7) 普通約款第24条(保険金の請求)第5項の規定中「被保険者または保険金を受け取るべき者」とあるのは「保険契約者または被保険者」、「保険金を支払いません。」とあるのは「保険料の払込を免除しません。」
- (8) 普通約款第25条(当会社の指定医による診察等の要求)第1項の規定中「第23条 (入院または手稿の通知)の規定による通知または前条の規定による請求」とあるの は「この特約条項の規定による保険料の払込の免除の請求」
- (9) 普通約款第25条(当会社の指定医による診察等の要求)第2項の規定中「保険金を支払いません。」とあるのは「保険料の払込を免除しません。」
- (40) 普通約款第27条(鑑定人および裁定人)第1項の規定中「当会社が支払うべき保険金の額」とあるのは「この特約条項別表1に掲げる高度障害状態または別表3に掲げる高度障害状態または別表3に掲げる高度率状態|
- (1) 普通約款第29条(時効)の規定中「保険金請求権」とあるのは「保険料の払込免除を請求する権利」、「第4条(がん入院保険金の支払)第1項の入院をした日または第5条(がん手術保険金の支払)第1項の手術を受けた日」とあるのは「この特約条項第1条(保険料の払込免除)第1項に規定する医師による診断がなされた日」

第6条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

別表1 (第1条、第2条および第5条関係)

高度障害状態とは、次の各号に掲げるいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を 全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの (備考)
 - 1. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込み のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
 - 2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種 以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
 - 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、およ び衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要す る状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動解ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては、肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひ管関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

別表2 (第1条関係)

対象となる事故とは急激かつ偶然な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を 有する者が軽微な外因により発症しまたほその症状が増悪したときには、そのを軽微な外 因は急激かつ偶然な外来の事故とみなしません。で、かつ、昭和53年12月15日行政管 理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、 「厚生者大臣官所統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」に よるものとします。

分類項目	基本分類表番号
鉄道事故 2. 自動車交通事故 3. 自動車交通事故 4. その他の遺路交通機関事故 5. 水上交通機関事故 5. 水上交通機関事故 7. 他に分類されない交通機関事故 8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたもの	E800~E807 E810~E819 E820~E825 E826~E829 E830~E838 E840~E845 E846~E848 E850~E858
は除外します。 9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質 による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒 (ブドー球菌性、ボッリヌス菌性、その他および詳細不明の細 菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、	E860~E869
大腸炎は含まれません。 10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870~E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科 的処置で処置時事故の記載のないもの	E878~E879

13	ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。 2. 不慮の墜落 3. 火災および火焔による不慮の事故 4. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温(E900)中の気象条件によるもの」、 「高圧、低圧および気圧の変化(E902)」、「旅行および身体動	E880~E888 E890~E899 E900~E909
1	揺(E903) 」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置(E904)中の飢餓、渇」は除外します。 5. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状	E910~E915
1	態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息(E911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息(E912)」は除外します。 6、その他の不慮の事故	E916~E928
	ただし、「努力過度および激しい運動(E927)中の過度の内 体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」 および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故	2010 2020
1'	(E928) 中の無重力環境への長期滞在、騒音曝露、振動」は除 外します。 7. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎な	E930~E949
	どは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたもの は除外します。 8. 他殺および他人の加害による損傷	E960~E969
	9. 法的介入 ただし、「処刑(E978)」は除外します。). 戦争行為による損傷	E970~E978 E990~E999

別表3 (第1条、第2条および第5条関係)

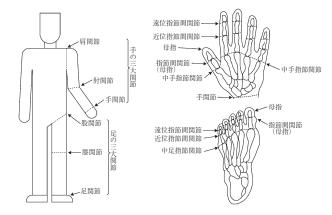
対象となる障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の 2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったか、または第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

(備者)

- 1. 眼の障害(視力障害)
- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。(3) 視野歩さくおよび服験下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしま
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしせん。
- 2. 耳の障害 (聴力障害)
- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・c・デンベルとしたとき、1/4(a+2b+c)の値が、90デンベル以上(百介に接しても大声語を理解
- 1/4 (a+2b+c)の値が、90アンベル以上(4)介に接しても大声語を埋しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。
- 3. 上・下肢の障害
- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った ものをいい、上・下肢の完全運動体ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関 節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、 ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込み のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- 4. 手指の障害
 (1) 手指の障害については 5手指をもって1手として取扱い
- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害に つきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の 手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込み。

- のない場合をいいます。
- 5. 足指の障害
- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- 6. 脊柱の障害
- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみ て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頭椎における完全強直の場合または胸椎以下 における前後風、左右屈および左右旋回の3種の運動のうち2種以上の運動が生 理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- <身体部位の名称図>



別表4 (第2条第5号関係)

平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

ĺ	分類項目	基本分類コード
	症状性を含む器質性精神障害 精神作用物質使用による精神および行動の障害 精神分裂病。分裂病型障害および妄想性障害 気分[感情] 障害 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害 生理的障害はよび身体的要因に関連した行動症候群 成人の人格および行動の障害 知的障害<精神遅滞> 心理的発達の障害 小児く児童>期および青年期に通常発症する行動および情 緒の障害	$\begin{array}{c} F00-F07,\ F09 \\ F10-F19 \\ F20-F25,\ F28,\ F29 \\ F30-F34,\ F38,\ F39 \\ F40-F45,\ F48 \\ F50-F55,\ F59 \\ F60-F66,\ F68,\ F69 \\ F70-F73,\ F78,\ F79 \\ F80-F84,\ F88,\ F89 \\ F90-F95,\ F98 \end{array}$
	詳細不明の精神障害	F99

● 保険料の中途低減ステップ払に関する特約条項

第1条(保険料の低減)

- ② 当会社は、この特約条項により、がA保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)第1項に規定する被保険者が保険証券記載の保険料低減年齢(満年齢で計算します。)に到達した日の前日の属する保険年度の翌保険年度以降の普通約款第7条(保険料の払込)第2項に規定するこの保険契約の第2回以後の保険料について、その額を低減します。
- ② 前項の保険年度とは、初年度については、普通約款第3条(責任開始期および終期) 第1項に規定する保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険 期間の初日応当日から1年間をいいます。
- ③ 第1項の低減された保険料の額は、保険証券記載の金額とします。

第2条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

初回保険料の口座振替に関する特約条項~ 自動車保険契約者返れい金の支払に関する特約条項

初回保険料の口座振替に関する特約条項

第1条(特約条項の適用)

-) (本 (村崎)(本学)(地間)) この特約条項は、保険契約結結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめが ん保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第7条(保険料の払込)第2項 に規定する第1回保険料(以下「初回保険料」といいます。) を口座振替の方法により 払い込むことについての合意がある場合に適用します。
- ② 保険契約者がこの特約条項の適用を受けようとするときは、次の各号に掲げる条件を 満たすことを要します。
- (1) 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、当会社と保険料 の口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「取扱金融機関」といいます。) に、保険契約締結の時に設置されていること
- (2) 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から当会社の口座への保険料の口座振 替を委任すること。

第2条(初回保険料の払込み)

- ① 初回保険料の払込みは、取扱金融機関ごとに当会社の定める期目(以下「初回保険料 払込期目」といいます。)に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行 うものとします。
- ② 初回保険料払込期日が取扱金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替によ る初回保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保 険料払込期目に払込みがあったものとみなします。
- ③ 保険契約者は、初回保険料払込期目の前目までに初回保険料相当額を指定口座に預け 入れておかなければなりません。

第3条(保険期間)

この特約条項を付帯した保険契約における普通約款第3条(責任開始期および終期) 第1項に規定する保険期間は、初回保険料払込期日の属する月の翌月1日(初回保険料 払込期日の翌日から初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までのいずれかの日を、 あらかじめ当会社と保険契約者との間で保険期間の初目として定めた場合は、その定め た目)の午前0時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に 始まり、保険証券に記載された保険期間の末日の午後4時(保険証券に記載された保険 期間が終身の場合は、普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項に規定する被保険者 が死亡した時) に終わります。

第4条(初回保険料の口座振替が行われなかった場合の取扱い)

- ① 第2条 (初回保険料の払込み) の規定による初回保険料の払込みが行われなかった場 合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日(以下 本条において「払込期限」といいます。)までに、当会社の指定した場所に払い込まな ければなりません。
- ② 前条の規定にかかわらず、保険期間が開始した後に当会社が初回保険料を領収したと きは、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項に定める保険期間が開始した後に 当会社が第1回保険料を領収した場合に関する規定を適用します。
- ③ 第1項の場合において、保険契約者が払込期限までに初回保険料の払込みを行わなかった場合には、当会社は、書面により申込書記載の保険契約者の住所(普通約款第15条 (保険契約者の住所変更に関する通知義務) 第1項の規定による通知があった場合はそ の住所または通知先をいいます。) にあてた通知をもって、この保険契約を解除するこ とができます。
- ④ 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知 をもって保険契約者に対する通知とみなします。
- (1) 普通約款第32条 (保険契約者の変更) 第3項の規定によりこの保険契約上の権利お よび義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- (2) 普通約款第32条 (保険契約者の変更) 第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。 ⑤ 第3項の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、普通約款 およびこれに付帯された特約条項の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。

第5条 (継続に関する特約条項との関係)

この保険契約が、これに付帯された保険契約の継続に関する特約条項の規定により継 続される場合には、継続された保険契約については、この特約条項を適用しません。

: の特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款およびこれに付帯された特約条項の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

第1条(特約条項の適用)

この特約条項は、保険契約者から、当会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)によりこの保険契約の保険料(告知・通知事項等の承認 の場合の追加保険料を含みます。以下同様とします。)を支払う旨の申出があり、かつ、 当会社がこれを承認した場合に限り適用します。

第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

当会社は、この特約条項に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険 契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、クレジットカード発行会社との間で 締結した会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)によりクレジットカードの使 用が認められた者または会員として認められた法人もしくは団体と保険契約者が同一で ある場合に限ります。

第3条(保険料領収前の当会社の支払責任に関する取扱い)

- ① 保険契約者から、この保険契約の申込時または告知・通知事項等の承認の請求時等に 1170.7人に、当五社がグレンテトカードによる当該床機科の人法を基底した時、 能量系記載の保険期間の開始前に承認したときは保険期間の開始した時とします。) 以後、 がん保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) およびこれに付帯された他の 特約条項に定める保険期間が開始した後もしくは異動日以後に当会社が第1回保険料を 領収した場合に関する規定または追加保険料領収前の当会社の支払責任に関する規定を 適用しません。
- ② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には前項の規定を適用しません。
- 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会 社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額をすでに支払 っている場合はこの限りでありません。
- (2) 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- ① 前条第2項第1号の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に 保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジット カード発行会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を すでに支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額と に請求できないものとします。
- ② 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、前項の 規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払ったときは、前条第2項の規定にかかわらず同条第1項の規定を適用します。
- ③ 保険契約者が前項の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険証券記載の保険契約 者の住所(普通約款第15条(保険契約者の住所変更に関する通知義務)第1項の規定に よる通知があった場合はその住所または通知先をいいます。) にあてた書面による通知をもって、この特約条項が付帯された保険契約を解除することができます。
- ④ 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知 をもって保険契約者に対する通知とみなします。
- (1) 第32条 (保険契約者の変更) 第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務 を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- (2) 第32条 (保険契約者の変更) 第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務 を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないと
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。
- (5) 第3項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(保険料の返還等の支払に関する特則)

普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定による保険料の返還、返れい金 等の支払に関する規定については、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料 相当額の領収を確認した後に適用します。ただし、前条第2項の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約条項が付帯された保 険契約にかかわる保険料相当額をすでに支払っている場合はこの限りでありません。

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

②変更等に伴う少額の追加保険料に関する特約条項

第1条(追加保険料に関する特則)

当会社は、この特約条項により、保険期間の中途で発生する変更またはがん保険普通 保険約款(以下「普通約款」といいます。)第31条(契約年齢または性別の誤りの処理) 第1項もしくは第2項に規定する処理に伴う追加保険料の額が1,000円以下である場合 は、請求を行わないことができます。

第2条(準用規定)

.の特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款およびこれに付帯される特約条項の規定を準用します。

自動車保険契約者返れい金の支払に関する特約条項

第1条(特約条項の適用)

この特約条項は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たす場合に限り適用されます。

- (1) 保険契約者 (通信販売に関する特約条項第1条 (保険契約の申込み) 第1項に規定 する当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者で、保険契約申込書に保険契 約者として記載された者をいいます。)がこの保険契約の申込みを行うときに、同一 の保険契約者によりすでに自動車保険普通保険約款(当該自動車保険契約に適用され ている普通保険約款とし、以下「自動車保険約款」といいます。) に基づく他の保険 契約 (以下「他の保険契約」といいます。) の申込みが当会社に対してなされている
- (2) 保険証券にこの特約条項を適用する旨記載されていること

第2条(自動車保険契約者返れい金の支払)

- ① この保険契約の保険期間 (がん保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第3条 (責任開始期および終期) 第1項に規定する保険期間をいいます。) の初目の翌 年の応当日(以下「第2保険年度始期応当日」といいます。)までに払込期日の到来する この保険契約の保険料がすべて払い込まれている場合には、当会社は、自動車保険契約 者返れい金を保険契約者に支払います。
- ② 前項の自動車保険契約者返れい金は、この保険契約の保険料に応じて当会社の定める ところにより計算した金額とします。
- ③ 第1項の自動車保険契約者返れい金は、保険契約者の指定する口座 (この保険契約の 第2回以後の保険料の払込みが預貯金口座振替による場合には、当該預貯金口座振替の ために保険契約者が指定した口座とします。)に、日本国通貨をもって、特別な事由が ない限り、第2保険年度始期応当日の翌日から起算して20日以内に支払います。ただし、 普通約款の規定により、第2保険年度始期応当日までに払込期日の到来するこの保険契 約の保険料の払込みが猶予されている場合には、その払込みがなされてから支払うもの とします。また、この保険契約にクレジットカードによる保険料支払に関する特約条項 が適用されている場合には、同特約条項第5条(保険料の返還等の支払に関する特則) の規定に従うものとします。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当したときは、当 会社は自動車保険契約者返れい金を支払いません。
- (1) 第2保険年度始期応当日(本号において、他の保険契約については、その保険期間 が満了した日とします。) までに、普通約款もしくは自動車保険約款またはこれらに 付帯された特約条項の規定により、この保険契約または他の保険契約が無効とされた 場合 (通信販売に関する特約条項の規定により、当会社が引受けの可否を審査し、その引受けを行わなかった場合を含みます。) もしくは解除された場合 (他の保険契約 の中途更改(当会社と締結されていた現存契約を解約し、当該現存契約と同一の保険 契約者、記名被保険者および被保険自動車による新契約をその解約目を保険期間の初 日として当会社と締結することをいいます。) の場合を除きます。) または保険契約者 が変更された場合
- (2) 第2保険年度始期応当日において、普通約款またはこれに付帯された特約条項の規 定により、この保険契約が失効している場合
- (3) 第2保険年度始期応当日までに、普通約款またはこれに付帯された特約条項の規定 により、この保険契約について当会社の支払責任を縮小する契約内容の変更が行われ た場合
- (4) この保険契約に保険料の払込免除に関する特約条項が付帯されている場合において、 同特約条項の規定により、第2保険年度始期応当日までにこの保険契約の保険料の払 込みが免除されている場合

第3条(保険契約の継続に関する特約条項(有期用)との関係)

この保険契約に保険契約の継続に関する特約条項(有期用)が付帯されている場合に おいては、同特約条項第5条(継続契約に適用される特約条項)の規定にかかわらず、 この特約条項は継続契約には適用されないものとします。

第4条(この特約条項が付帯された保険契約との関係)

- この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約条項もまた無効としま
- (2) この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において効力を失ったときは、 この特約条項も同時に効力を失うものとし、普通約款第10条(保険契約の復活および復 活の際の責任開始期)の規定によりこの保険契約が復活される場合であっても、この特 約条項は復活しないものとします。

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

夫婦加入返れい金の支払に関する特約条項

第1条(特約条項の適用)

- この特約条項は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たす場合に限り適用されます。 (1) 保険契約者 (通信販売に関する特約条項第1条 (保険契約の申込み) 第1項に規定 する当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者で、保険契約申込書に保険契 約者として記載された者をいいます。)がこの保険契約の申込みを行うときに、同一 の保険契約者によりすでにがん保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) に基づく他の保険契約 (以下「他の保険契約」といいます。) の申込みが当会社に対 してなされていること
- (2) この保険契約の申込目において、この保険契約の被保険者(普通約款第1条(当会

社の支払責任) 第1項に規定する被保険者とします。以下同様とします。) が他の保 険契約の被保険者の配偶者であるこ

(3) 保険証券にこの特約条項を適用する旨記載されていること

第2条(夫婦加入返れい金の支払)

- ① この保険契約の保険期間(普通約款第3条(責任開始期および終期)第1項に規定す る保険期間をいいます。)の初日の翌年の応当日(以下「第2保険年度始期応当日」といいます。)までに払込期日の到来するこの保険契約の保険料がすべて払い込まれてい る場合には、当会社は、夫婦加入返れい金を保険契約者に支払います。
- ② 前項の夫婦加入返れい金は、この保険契約の保険料に応じて当会社の定めるところに より計算した金額とします。
- ③ 第1項の夫婦加入返れい金は、保険契約者の指定する口座 (この保険契約の第2回以 後の保険料の払込みが預貯金口座振替による場合には、当該預貯金口座振替のために保 険契約者が指定した口座とします。) に、日本国通貨をもって、特別な事由がない限り、 第2保険年度始期応当日の翌日から起算して20日以内に支払います。ただし、普通約款 の規定により、第2保険年度始期応当目までに払込期日の到来するこの保険契約の保険 料の払込みが猶予されている場合には、その払込みがなされてから支払うものとします。 また、この保険契約にクレジットカードによる保険料支払に関する特約条項が適用され ている場合には、同特約条項第5条(保険料の返還等の支払に関する特則)の規定に従 うものとします。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当したときは、当 会社は夫婦加入返れい金を支払いません
- (1) 第2保険年度始期応当日までに、普通約款またはこれに付帯された特約条項の規定 により、この保険契約または他の保険契約が無効とされた場合(通信販売に関する特 約条項の規定により、当会社が引受けの可否を審査し、その引受けを行わなかった場 合を含みます。) もしくは解除された場合または保険契約者が変更された場合
- (2) 第2保険年度始期応当日において、普通約款またはこれに付帯された特約条項の規定により、この保険契約または他の保険契約が失効している場合
- (3) 第2保険年度始期応当日までに、普通約款またはこれに付帯された特約条項の規定 により、この保険契約について当会社の支払責任を縮小する契約内容の変更が行われ
- (4) この保険契約に保険料の払込免除に関する特約条項が付帯されている場合において、 同特約条項の規定により、第2保険年度始期応当日までにこの保険契約の保険料の払 込みが免除されている場合

第3条(保険金支払の特則)

- ① 当会社が普通約款またはこれに付帯された他の特約条項の規定により保険金を支払う場合に、この保険契約の申込日においてこの保険契約の被保険者が他の保険契約の被保 険者の配偶者でなかったことが判明したときは、当会社は、前条第2号に規定する夫婦 加入返れい金に相当する金額を保険金より差し引いて支払うものとします。ただし、当 会社が夫婦加入返れい金を保険契約者に支払っていない場合は、この限りでありません。
- ② 当会社が普通約款またはこれに付帯された他の特約条項の規定により保険金を支払う 場合において、すでに前項の規定により夫婦加入返れい金に相当する金額を保険金より 差し引いていた場合には、前項の規定は適用しません。

第4条(保険契約の継続に関する特約条項(有期用)との関係)

この保険契約に保険契約の継続に関する特約条項(有期用)が付帯されている場合に おいては、同特約条項第5条(継続契約に適用される特約条項)の規定にかかわらず、 この特約条項は継続契約には適用されないものとします。

第5条(この特約条項が付帯された保険契約との関係)

- この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約条項もまた無効としま (1)
- す。 う。 この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において効力を失ったときは、 ・ この特約条項が付帯された保険契約が保険期間の中途において効力を失ったときは、 ・ 必通約計算10条(保険契約の復活および この特約条項も同時に効力を失うものとし、普通約款第10条(保険契約の復活および復活の際の責任開始期)の規定によりこの保険契約が復活される場合であっても、この特 約条項は復活しないものとします。

第6条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

・ 保険契約の継続に関する特約条項(有期用)

第1条(特約条項の適用)

この特約条項は、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての 合意がある場合に適用します。

第2条(保険契約の継続)

- ① この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいず れか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容 で継続されるものとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、継続契約の保険料は、この保険契約の満了する目の被保険 者の年齢によって計算した保険料に変更するものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日における被保険者の年齢が当

保険契約の継続に関する特約条項 (有期用)~ 通信販売に関する特約条項

会社の定める契約年齢の範囲外の場合は、当会社は、継続契約の保険期間を変更するこ

とができるものとします。 前3項の規定にりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券または 保険契約継続証(以下「継続証券」といいます。)を保険契約者に交付します。

(5) 継続契約におけるがん保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条 (責任開始期および終期)第1項に規定する保険期間(普通約款に付帯された他の特約 条項における責任開始期および終期に関する規定に定める保険期間を含みます。) は、 その初目の午後4時に始まり、末目の午後4時に終わります。

第3条 (継続契約の保険料および払込方法)

① 継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

- ② 保険契約者は、継続契約の第1回保険料を、次の各号に掲げるいずれかの払込期日ま でに払い込まなければなりません。この場合、普通約款第7条 (保険料の払込) 第3項 および第4項ならびに第9条 (第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力) 第1項の規定(この保険契約に保険料の払込免除に関する特約条項が付帯されている場 合には、同特約条項第3条(第2回以後の保険料の払込との関係)の規定を含みます。) を準用します。
- (1) 保険料払込方法が月払のときは、この保険契約において定められた最後の払込期目 の翌月の応当日
- (2) 保険料払込方法が半年払のときは、この保険契約において定められた最後の払込期 日の半年後の応当日
- (3) 保険料払込方法が年払のときは、この保険契約において定められた最後の払込期日 の翌年の応当日
- 継続契約における普通約款第7条(保険料の払込)第2項の第2回以後の保険料の払 込期日は、次の各号に掲げるいずれかの日とします
- (1) 保険料払込方法が月払のときは、前項第1号に規定する応当日の翌月以降毎月の応
- (2) 保険料払込方法が半年払のときは、前項第2号に規定する応当日の半年後以降半年 ごとの応当日
- (3) 保険料払込方法が年払のときは、前項第3号に規定する応当目の翌年以降毎年の応
- ④ 第2項の継続契約の第1回保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、第2条(保険契約の継続)の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日にさかのぼってこの特 約条項は失効し、この保険契約は継続されなかったものとします。

第4条 (継続契約に適用される保険料)

- ① この保険契約に適用されている保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以降第2条(保険契約の継続)の規定により新たに保険期間が開始する 継続契約の保険料を変更します。
- ② 当会社は、前項の規定による保険料の変更を行う場合には、この保険契約の満了する 日の1か月前の日までに、書面により保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款第15 示があったときは、第2条(保険契約の継続)の規定にかかわらず、この保険契約は継 続されないものとします。

第5条(継続契約に適用される特約条項)

この保険契約が第2条(保険契約の継続)の規定により継続される場合には、継続契 約には、この保険契約に付帯された特約条項が適用されるものとします。

第6条(継続契約との関係)

この保険契約が第2条(保険契約の継続)の規定により継続された場合には、次の各 号に掲げる規定の適用に際しては、この保険契約の保険期間と継続契約の保険期間を継 続した保険期間とみなします

- (1) 普通約款第3条 (責任開始期および終期)、第4条 (がん入院保険金の支払)、第5 条 (がん手術保険金の支払)、第6条 (保険金の支払額の計算に関する補則) および 第17条 (責任開始期前のがん診断確定による保険契約の無効)
- (2) この保険契約にがん診断保険金担保特約条項が付帯されている場合には、同特約条 項第1条(当会社の支払責任)および第2条(この特約条項における責任開始期およ
- (3) この保険契約に傷害および疾病危険担保特約条項が付帯されている場合には、同特 約条項第3条 (この特約条項における責任開始期および終期)、第5条 (入院保険金 の支払)、第6条 (手術保険金の支払)、第7条 (入院保険金の支払限度)、第8条 (入院保険金の支払に関する補則―入院期間の重複の取扱)、第9条(入院保険金の
- (4) この保険契約に交通事故傷害介護保険金担保特約条項が付帯されている場合には 同特約条項第3条(この特約条項における責任開始期および終期)、第6条(介護保 険金の支払)、第7条(介護保険金の支払額の計算に関する補則)および第12条(こ の特約条項が付帯された保険契約の無効の特則)
- (5) この保険契約に個人賠償責任危険担保特約条項が付帯されている場合には、同特約 条項第1条(当会社の支払責任)、第2条(この特約条項における責任開始期および 終期)および第15条(この特約条項が付帯された保険契約の無効の特則)

- (6) この保険契約に配偶者担保特約条項が付帯されている場合には、同特約条項第3条 (この特約条項が付帯された保険契約の無効との関係)
- (7) この保険契約に保険料の払込免除に関する特約条項が付帯されている場合には、同 特約条項第1条 (保険料の払込免除)

第7条 (継続契約の告知義務)

- この保険契約が第2条(保険契約の継続)の規定により継続される場合において、保 険契約申込書に記載した事項および保険証券に承認の裏書を受けた事項に変更があった ときは、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。)は、書面をもって変更のあった事項を当会社に告げなければなりません。
- ② 前項の告知については、普通約款第12条(告知義務)の規定を準用します。

この特約条項により、保険契約の継続が行われた場合には、継続契約をこの特約条項 における「この保険契約」として、以後毎回同様とします。

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

通信販売に関する特約条項

第1条(保険契約の申込み)

- ① 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、所定の保険契約申込書(以下 「申込書」といいます。) に所要の事項を記載し、当会社に送付することにより保険契 約の申込みをすることができるものとします
- 初の中込みなりることがこるものとします。 ② 前項の規定により当会社が申込書の送付を受けたときは、当会社は、保険契約の引受 けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険料、保険料払込期限、保険料の 払込方法等を記載した通知書(以下「通知書」といいます。)または引受内容等を記載 した書面を保険契約者に送付するものとします。

第2条(第1回保険料の払込み)

- ① 保険契約者は、申込書または通知書に記載されたところに従い、保険料を払い込まな ければなりません
- ② 通知書に記載する保険料払込期限は、保険期間の初目の前目までの当会社が定める目 とします。ただし、この保険契約に適用されている他の特約条項に別の規定がある場合 には、このかぎりではありません。

第3条(第1回保険料不払による保険契約の解除)

- ① 通知書記載の保険料払込期限までに第1回保険料の払込みがない場合は、当会社は、 書面により申込書記載の保険契約者の住所(がん保険普通保険約款(以下「普通約款」 といいます。) 第15条 (保険契約者の住所変更に関する通知義務) 第1項の規定による 通知があった場合はその住所または通知先をいいます。) にあてた通知をもって、この 保険契約を解除することができます。
- ② 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知 をもって保険契約者に対する通知とみなします。 (1) 普通約款第32条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利お
- よび義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- (2) 普通約款第32条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利お よび義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき ③ 第1項の解除は、保険期間の初目から将来に向かってその効力を生じます。

第4条(この特約条項による当会社への通知)

保険契約者または被保険者が普通約款第31条(契約年齢または性別の誤りの処理)に 関わる第12条(告知義務)第4項第3号に定める更正の申出を行う場合は、書面または 当会社の定める情報処理機器等の通信手段により、当会社に行うものとします。

第5条(追加保険料の払込み)

- ① 当会社が普通約款第31条(契約年齢または性別の誤りの処理)第1項または第2項の 規定により追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、前条の申出を行った日から その日を含めて14日以内に当会社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。 この期間内に追加保険料が払い込まれた場合には、当会社は、同条第3項の規定は適用 しません。
- ② 当会社は、前項に定める期間内に追加保険料が払い込まれなかった場合には、普通約 款第31条(契約年齢または性別の誤りの処理)第3項の規定に従うものとします。

第6条(準用規定)

-) この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。
- ② 前項の場合において、この保険契約に保険契約の継続に関して定めた特約条項が付帯 されている場合の同特約条項の規定による継続契約には、この特約条項第1条(保険契 約の申込み)から 第3条 (第1回保険料不払による保険契約の解除)までの規定は適 用しません。

(場) 無事故に対する入院保険金増額支払特約条項 (傷害および疾病危険担保特約条項用)

第1条 (この特約条項の適用条件)

この特約条項は、がん保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の保険期間が終身であり、かつ、傷害および疾病危険担保特約条項(以下「傷害疾病担保特約」といいます。)と同時に普通約款に付帯される場合に限り適用されます。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。 (1) 無事故

次のいずれにも該当する場合をいいます。

- イ、傷害疾病担保特約の規定による普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項に規定する核保険者(以下「本人」といいます。)に対する傷害入院保険金(以下「傷害人院保険金」といいます。)の支払がないか、または当会社が本人に対して傷害人院保険金を支払った日数が通算して5日未満の場合
- ロ. 傷害疾病担保特約の規定による本人に対する疾病入院保険金 (以下「疾病入院保 険金」といいます。) の支払がないか、または当会社が本人に対して疾病入院保険 金を支払った日数が通算して5日未満の場合
- ただし、実際の入院日数が5日以上であるにもかかわらず、本人または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)からの請求に基づき傷害入院保険金または疾病入院保険金を支払った日数が5日未満の場合を除きます。
- (2) 傷害疾病担保特約開始日
 - 傷害疾病担保特約第3条(この特約条項における責任開始期および終期)第1項に 規定する保険期間の初日をいいます。ただし、同条第4項の規定が適用される場合に は、同項に定める異動日とします。
- (3) 事故観察期間年数
- 保険証券記載の年数をいいます。
- (4) 增額日額適用年齢
 - 保険証券記載の本人の年齢(満年齢で計算します。)をいいます。
- (5) 增額日額確定日
- 傷害疾病担保特約開始日から起算して事故観察期間年数ごとの応当日をいいます。 (6) 事故観察期間
- (場害疾病担保特約開始日から起算して事故観察期間年数の期間およびその後は増額 日額確定日から起算して事故観察期間年数の期間をいい、傷害疾病担保特約開始日以降のその期間の回数は、通算で5回をもって限度とします。ただし、本人が増額日額 適用年齢に到達した場合には、到達した日の直後に到来する傷害疾病担保特約開始日 の年単位の応当日の前日までの期間とし、その期間後はいかなる場合でも事故観察期
- 間とはいいません。
- (7) 増額日額適用期間 本人が増額日額適用年齢に到達した日の直後に到来する傷害疾病担保特約開始日の 年単位の応当日からその日を含めた期間をいいます。

第3条(増額日額適用期間における傷害入院保険金および疾病入院保険金の支払)

-) 当会社は、この特約条項により、増額日額適用期間においては、本人について、傷害 疾病担保特約第5条(入院保険金の支払)第1項の規定を次のとおり読み替えて適用し ***
- ① 当会社は、本人が責任開始期以後の保険期間中に次の各号のいずれにも該当する 入院をした場合は、1回の入院につき、保険証券記載のこの特約条項の入院保険金 日額(以下「入院保険金日額」といいます。)と増額日額を合計した金額にその身 体障害の治療を目的とする責任開始期以後の保険期間中の入院日数を乗じた金額を、 入院保険金として本人に支払います。
- (1) 身体障害を被った時が責任開始期以後であり、かつ、その直接の結果としての 当該身体障害の治療を目的とする入院
- (2) 入院日教が保険証券記載の日数以上である継続した入院。ただし、本人が転入院または再入院を上た場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社が認めたときは、これを継続した1回の入院とみなします。
- 会社が認めたときは、これを継続した1回の入院とみなします。」
 ② 前項の場合において、傷害疾病担保特約第5条(入院保険金の支払)第6項または同特約条項第8条(入院保険金の支払に関する補則一入院期間の重複の取扱)第1項、第3項もしくは第5項の規定を適用するときは、それぞれの規定中「入院保険金日額」とあるのは「入院保険金日額と増額日額を合計した金額」と読み替えるものとします。
- ③ 前2項の増額日額は、次の算式により計算します。 増額日額=1,000円×無事故増額回数
- ④ 前項の無事故増額回数は傷害疾病担保特約開始日以降の無事故であった事故観察期間 の通算した回数とします。
- ⑤ 前項の無事故であった事故観察期間の判定にあたっては、次の各号に定めるとおりと します。
- (1) 増額日額確定日を含んで継続している入院(傷害疾病担保特約第5条(入院保険金の支払)第1項第2号ただし書の規定により継続した1回の入院とみなされる入院を含みます。)は、傷害疾病担保特約第5条(入院保険金の支払)第1項第2号に定める日数以上である継続した入院との条件を満たした日(以下「継続入院条件充足日」といいます。)の属する事故観察期間中における傷害入院保険金または疾病入院保険

- 金の支払とみなします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、本人が傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払を受けられる入院を2回以上し、それらの入院が傷害疾病担保特約第9条(入院保険金の支払に関する補則一再発の取扱)の規定により1回の入院とみなされる場合において、それらの入院の最初の入院日と最後の退院日との期間中に増額日額確定日があるときは、それらの入院は、最初の入院の継続入院条件充足日の属する事故観察期間中における傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払とみなします。
- ⑥ 次の各号のいずれかに該当する場合は、増額日額適用期間が開始した後の入院日数については、第1項の規定を適用します。
- (1) 増額日額適用期間が開始した日を含んで入院が継続している場合(傷害疾病担保特約第5条(入院保険金の支払)第1項第2号ただし書の規定により継続した1回の入院とみなされる場合を含みます。)において、その入院の継続入院条件充足日が増額日額適用期間中に含まれるとき
- (2) 本人が傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払を受けられる入院を2回以上し、それらの入院が傷害疾病担保特約第9条(入院保険金の支払に関する補則一再発の取扱)の規定により1回の入院とみなされる場合において、それらの入院の最初の入院日と最後の退院日との期間中に増額日報適用期間が開始し、かつ、最初の入院の継続入院条件作及目が増額日額適用期間中に含まれるとき

第4条(この特約条項の復活および復活の際の責任開始期)

- ① 普通約款第10条(保険契約の復活および復活の際の責任開始期)の規定により復活の 請求がなされたときは、この特約条項についても同時に復活の請求があったものとしませ、
- ② 当会社は、傷害疾病担保特約の復活を承認したときに限り、傷害疾病担保特約第13条 (この特約条項の復活および復活の際の責任開始期) 第2項および第3項の規定を準用 してこの特約条項の復活の取扱をします。

第5条(この特約条項が付帯された保険契約および傷害疾病担保特約との関係)

- ① この特約条項が付帯された保険契約または傷害疾病担保特約が無効のときは、この特 約条項もまた無効とします。
- ② この特約条項が付帯された保険契約または傷害疾病担保特約が保険期間の中途において効力を失ったときは、この特約条項も同時に効力を失うものとします。

第6条(この特約条項が付帯された保険契約の無効の特則)

- 第 条 第 1 項の規定にかかわらず、普通約款第17条(責任開始期前のがん診断確定による保険契約の無効)第 1 項の規定によりこの特約条項が付帯された保険契約が無効とされる以前に、 (傳書疾病担保特約においてその無効の原因となった普通約款第 1条(含社の支払責任)のがん以外の保険金を支払うべき身体障害を被っていたときは、次の各号のいずれかに設当する場合に限り、当会社は、その身体障害に対してはこの特約条項の規定を適用します。
- (1) 告知以前に本人が普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項のがんと診断確定されていた事実を保険契約者および本人のすべてが知らなかったとき
- (2) 告知の時から普通約款第1条(当会社の支払責任)第1項に規定する責任開始期の前日までに被保険者が初めて同条のがんと診断確定されていたとき
- ② 普通約款第21条(保険料の返還—無効および失効の場合)第3項第1号および第3号の規定にかかわらず、前項の規定によりこの特約条項の規定を適用する場合は、当会社は、すでに払い込まれたこの保険契約の保険料からこの特約条項の保険料を控除した額を保険契約者に返還します。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、普通約款第12条(告知義務)第1項または第19条(保険契約の解除)第1項もしくは第2項の規定によりこの特約条項が解除される場合には、前2項の規定は適用しません。

第7条(普通約款の読み替え)

この特約条項については、普通約款第19条 (保険契約の解除) 第4項の規定中「この 保険契約を解除することができます。」とあるのは「傷害疾病担保特約と同時の場合に 限り、この特約条項を解除することができます。」と読み替えて適用します。

第8条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、 普通約款の規定を準用します。

特約条項適用条件

この小冊子に記載されている特約条項は、保険証券の「保障内容」欄および「その他特約」欄にその名称が表示されているもののみが適用されます。なお、次の点にご注意ください。

1. 下記の特約条項は、保険証券の「その他特約」欄に次の略称にて表示されます。

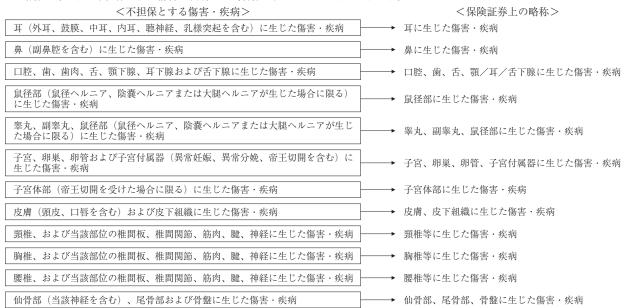
<保険証券上の略称>

自動車保険契約者返れい金の支払に関する特約条項		自動車契約者返れい金支払特約
夫婦加入返れい金の支払に関する特約条項		夫婦加入返れい金支払特約
保険契約の継続に関する特約条項 (有期用)		保険契約の継続に関する特約

- 2. 保険証券の「特約」欄に「傷害および疾病危険担保特約(疾病不担保特約付)」と表示されている場合には、「傷害および疾病危険担保特約条項」に、あわせて「疾病不担保特約条項(傷害および疾病危険担保特約条項用)」が適用されます。
- 3. 下記の特約条項は保険証券の「その他特約」欄には表示されませんが、ご契約の内容により自動的に適用されます。

<	ご契約内容>	<適用される特約条項>
保険料または追加保険料をクレジ	ットカードにより払込まれた場合	→ クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

- 4. 保険証券の「その他特約」欄に「特定疾病等不担保特約」と表示されている場合においては、次の点にご注意ください。
- (1) 保険証券の「その他特約」欄の「不担保とする傷害・疾病」において、次の不担保とする傷害・疾病は略称にて表示されます。それぞれの略称に対応する不担保とする傷害・疾病の正式名称は、以下のとおりとなります。



- (2) 保険証券の「その他特約」欄の「不担保とする傷害・疾病」において、次の不担保とする傷害・疾病は略称にて表示されます。それぞれの略称に対応する不担保とする傷害・疾病の範囲は、以下のとおりとなります。
 - ① 保険証券上の略称:異常妊娠・異常分娩

「異常妊娠・異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、「妊娠、分娩および産じょく<褥>」として下表に掲げるものとなります。なお、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
流産に終わった妊娠	O00-O08
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10-O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30-O48
分娩の合併症	O60-O75
分娩	O80-O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85-O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O95-O99

② 保険証券上の略称:気管支喘息

「気管支喘息」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、下表に掲げるものとなります。なお、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
喘息	J45
喘息発作重積状態	J46

③ 保険証券上の略称:高血圧性・脳血管疾患

「高血圧性・脳血管疾患」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、「高血圧性疾患」および「脳血管疾患」として下表に掲げるものとなります。なお、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

771,051-0	
分 類 項 目	基本分類コード
本態性(原発性<一次性>)高血圧(症)	I10
高血圧性心疾患	I11
高血圧性腎疾患	I12
高血圧性心腎疾患	I13
二次性<続発性>高血圧(症)	I15
くも膜下出血	I60
脳内出血	I61
その他の非外傷性頭蓋内出血	I62
脳梗塞	I63
脳血管発作、脳出血または脳梗塞と明示されないもの	I64
脳実質外動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I65
脳動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I66
その他の脳血管疾患	167
他に分類される疾患における脳血管障害	I68
脳血管疾患の続発・後遺症	169

④ 保険証券上の略称:虚血性心疾患

「虚血性心疾患」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、下表に掲げるものとなります。なお、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
狭心症	I20
急性心筋梗塞	I21
再発性心筋梗塞	I22
急性心筋梗塞の続発合併症	I23
その他の急性虚血性心疾患	I24
慢性虚血性心疾患	I25

⑤ 保険証券上の略称:糖尿病(合併症を含む)

「糖尿病(合併症を含む)」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、下表に掲げるものとなります。なお、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
インスリン依存性糖尿病 <iddm></iddm>	E10
インスリン非依存性糖尿病 <niddm></niddm>	E11
栄養障害に関連する糖尿病	E12
その他の明示された糖尿病	E13
詳細不明の糖尿病	E14

(注) 次のいずれかを伴う糖尿病を含みます。

昏睡、ケトアシドーシス、腎合併症、眼合併症、神経(学的)合併症、末梢循環合併症、その他の明示された合併 症、多発合併症、詳細不明の合併症